

会

議

午前 10 時 0 分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成 19年 8 月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78 条の規定により、議長において、5 番 鈴木 敬君と 6 番 岸山久志君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、総会関係について申し上げます。

8 月 6 日、国道 414 号整備促進期成同盟会総会が沼津市で開催され、私が出席をいたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

本日、山口県周南市の議員 4 名が、「道の駅開国下田みなとについて」視察されております。

す。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（須田信輔君） 朗読いたします。

下総庶第 99号。平成 19年 8月 8日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成 19年 8月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成 19年 8月 8日招集の平成 19年 8月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第 2号 専決処分の承認を求めることについて、議第 54号 下田市営じん芥処理場焼却炉改良工事請負契約の締結について。

下総庶第 100号。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成 19年 8月、下田市議会臨時会説明員について、平成 19年 8月 8日招集の平成 19年 8月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 高橋正史、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、建設課長 井出秀成、産業振興課長 滝内久生、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 金崎洋一。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

報第 2号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第 2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、報第 2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第 179条第 1項の規定により、専決処分をいたしました補正予算は、平成 19年

7月15日専決の専第3号 平成19年度下田市一般会計補正予算(第2号)でございます。

補正予算の理由でございますが、平成19年7月11日の梅雨前線豪雨災害復旧から同15日の台風第4号災害復旧関連に伴う補正でございます。

なお、被災状況資料は別途配付させていただいておりますが、同資料の末尾9ページに被災復旧経費集計表を添付してありますので、ご参照願います。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,114万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億5,176万6,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

第2条、地方債の補正でございますが、4ページをお開きください。

第2表地方債補正追加は1件で、公共道路橋梁施設災害復旧事業につきまして、補助対象事業費2,121万3,000円に対し、国庫負担金1,414万9,000円を控除した700万円を借り入れるというもので、起債の方法、利率、償還の方法等は記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の主な内容につきまして、補正予算の概要によりご説明いたします。

補正予算の概要の2ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係では、22款1項7目現年発生補助災害復旧事業債を700万円の追加で、先ほど地方債の補正で申し上げたとおり、公共道路橋梁施設災害復旧事業債を借り入れようというものでございます。

続いて、建設課関係では、15款1項3目国庫・土木施設災害復旧費負担金は1,414万9,000円の追加で、公共道路橋梁施設災害復旧事業の補助対象事業費2,121万3,000円の66.7%を国庫負担金として受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、企画財政課関係では、12款1項1目予備費は853万2,000円の減額で歳入歳出調整額でございます。

続いて、市民課関係では、3款5項3目184災害対策事業は5万円の追加で、災害対応配備職員の時間外勤務手当として。

続いて、産業振興課関係では、10款1項5目7202単独林用施設災害復旧事業は29万5,000円の追加で、林道2カ所の崩土除去。同7目7230単独水産施設災害復旧事業(7月11日災)

では16万2,000円の追加で、白浜板見漁港船揚場の流入土砂しゅんせつで1万2,000円、白浜板戸漁港船揚場しゅんせつ工事で150万円であります。

続いて、建設課関係では、7款1項1目450土木総務事務は83万円の減額で、公共災害復旧事業支弁人件費との組み替えによるもの。10款2項2目7353公共道路橋梁施設災害復旧事業(7月15日災)は2,720万7,000円の追加で、市道八木山2号線道路災害復旧事業工事請負費の2,500万円が主なものであります。同3目7403単独河川災害復旧事業(7月15日災)は25万7,000円の追加で、埋塞土除去及び普通河川清水谷戸川の崩土除去であります。同4目7454単独道路橋梁施設災害復旧事業(7月15日災)は37万8,000円の追加で、市道7カ所の落石除去、崩土埋塞土除去等であります。

続いて、学校教育課関係では、10款4項1目7580単独民生施設災害復旧事業(7月15日災)は19万2,000円の追加で、須崎保育園施設内崩土除去であります。

以上で、専第3号の専決予算につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番。

5番(鈴木 敬君) ここに、資料で被害の場所が書いてあります。特に7月11日の豪雨、午前5時過ぎ頃から水が出たというんですけれども、水が出た場所が西中のガード下、それと四丁目、特に長寿庵近辺、西本郷、今度できたセイジョーの付近、あの付近なんですけれども、ここは慢性的に、ちょっとした雨が降るといつも水が上がる場所です。特に四丁目下田保育園からキリスト教会にかけてのところ辺はちょっとした雨ですぐに乗ってしまうようなところで、これ毎回近辺の人たちは荷物を片づけたりとかしなければならぬような状況に置かれているわけですし、これを何とか抜本的に根本的に解決していくような工作というのはいかないものかどうなのか。

また、これに関連して、横枕線の拡張工事、拡幅工事で資料館のところから了仙寺まで道路下に側溝を埋め込んで、河川の改修も一緒にやるというふうなことになっていきますので、それとの関連で、この辺の特に四丁目の付近のちょっとした雨ですぐに水が上がってしまう、床下ってしまうというふうな状況を何とか解決できる方法はないのか、こら辺のところを当局の方のお考えをお聞かせください。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） ご指摘の3点ほどの恒常化している浸水と申しますか、非常に地形的な問題があって、なかなか抜本的な対策というのがとりづらい大規模な河川と申しますか、排水関係の構造的な作りかえをしなければいけないという部分がありまして、なかなか長年問題が解決できないでおるんですけれども、その中でも、具体的に下田港横枕線の県の道路工事に合わせて、平滑川をボックスという形で大きめの河川をその分だけ入れているということの中で、それにあわせて即効性のある抜本的対策ができるかということ、当然河川改修するときにはいろいろ県の方ともご協議させていただいておりますけれども、基本的には別の水路をつくらなければ、なかなか抜本的な解決にはならないのではなからうかということ、それからなかなか進んでいないのが正直 などところでございます。

今回もありましたので、どこまで平滑川の改修にあわせて、浚渫等のことであればそれはいろんなことが随時対応できるんでしょうけれども、なかなか抜本的な解決というのは、即ここでということが出ませんので、申しわけないですけれども、できる範囲の中で県の部分であればできるのか、どうしても臨時的な対応になるのかもしれませんけれども、その辺は随時県の方と調整をとりながら、できるものについては、どうしても浚渫等にならうかと思っておりますけれども、その辺は調整をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） なかなか抜本的な解決が難しい、技術的に、資金的に難しいというのはわかりますけれども、ただ、付近の住民にとっては、もう年に何回か水が上がってしまうような状況があります。これは非常に付近の住民にとっては心理的にも物すごく大きな要因になってくると思いますので、できるだけ何とか少しでも状況が改善されるような方策を講じていただきたいというように思います。

また、もう一つ、西中のガード下もこれも毎回、ちょっと堰水が上がってしまって、よく車が通れなくなるような状況というのもすぐに出現するようになっております。あそこはまた、交通量も多いところですので、前にも建設委員会の方で現地視察もしたこともありますけれども、非常に難しい、すぐそばの側溝の改良事業をやなければ、なかなかできないのかなんていうようなことも聞いておりますけれども、とにかくあそこは交通の要衝でもありますので、ちょっとした雨で水がたまって、そこが通行できなくなるようなことはできるだけ避けなければならないので、そこら辺のことについても、できるだけ原資的に

少しずつでもよいですから、改良できるような方策を築いていただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 要望でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 今回の台風災害は、比較的雨量もさほど大量ではなく、軽度の災害に遭ったわけですが、ただいまの質問でもありましたとおり、四丁目、中村のガード下、この冠水はもう数十年来の懸案となっている事項なんです。抜本的な対策がたびたびこの議会で取り上げられているのに、いまだかつて改善できないという、その根本的な理由は何か、ひとつお答えをお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 四丁目、五丁目の平滑川関連の河川につきましては、どうしても河積が絶対的に狭いということが第1の要因でございます。

それと、特に潮の満ち引きにも相当関連をいたしておりまして、河川そのものが勾配がないものですから、満潮時は逆流してくる水と、上から流れてくる水との中での水位が上がってしまうというのが大きな原因でございます。

また、中村の伊豆急のガードの下でございますけれども、これも、河川に流れる水路の勾配がほとんどないということ。それから、河積、その断面が小さいということ、これまた、稲生沢川に出るフラットゲートが直接直角にいつているというようなこともありまして、これも水位の干満の差によって流れるときと流れにくいときがありまして、そういうことでの浸水が大きな理由でございます。

一時期、特に、稲生沢川へ流れるゲートの断面を下流側に向けようかというような検討もしたのですが、勾配的に、本当に緩やかな流れで稲生沢川に流れるものですから、やはりそれだけの改良では抜本的な解決にはならないということで実施に至らず、現在にきていることございまして、確かに議員さんが言われるように長年にわたっての懸案事項でございますので、本当に何とかしなければいけないという思いがございまして、十分に議論をして何とかしたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 十分に協議してと副市長は言われますけれども、これは本来ならば私

は予算的な問題か技術的な問題かを聞いたかったわけです。はっきり言えば、技術的にはあそここの冠水が可能だよと、こういう技術であれば可能だよと、しかしながら予算的にはこれはちょっと、今、莫大な予算かかるからできないのか、その辺のことを聞いたかったわけですよ。

大変残念ながら、あいまいな答弁に終始しましたがけれども、本来ならば、住民が 20年、30年の被害に遭っているところの状態、それからまた、中村のガード下の場合は、以前はあそこに冠水したときに軽自動車が入り込んで、丸々1台か2台だめになったということも実際に見ているんですよ。あそこは知らない方にとっては水をいち早く、二次災害を避けるという意味では大変問題になっているところだと思うんです。委員会でも現地を見て技術的には何とかできるんじゃないかという回答も現場ではされているんです、今まで、建設委員会の中では。

ですから、私は、これは技術的なものより、予算的な資金的なものかなと、技術的なものより、その辺のところ、もう一度お願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 中村のガード下でございますが、ガード下から稲生沢川へ流れる水路の断面が小さいということですから、これは大きくするには線路の反対側の道路側に河川を広げまして、道路を狭くするわけにはいきませんから、張り出しというような床板形式の中で道路も確保すると。

それから、先ほどもちょっとお答えさせていただきましたが、稲生沢川へ出る末端の放流の場所、これがああいうフラットゲートになってしまっていて直になっていますので、用地の関係もございませぬけれども、少し下流側に向けてカーブさせて、そういうことでの両方の対応で何とか解決できるんじゃないかということですが、道路を水路にして張り出し床板ということになりますと、経費的にも相当かかるものですから、議論をした中では技術的には金さえかければ可能だろうという方向の結論は出ております。

それから、四丁目、五丁目の関係でございます。これも先ほど建設課長が答弁させていただきましたが、下田小学校の前の横断がどうしても勾配がない上に、少し小さいというようなことで、これも下田港横枕線の道路の改良にあわせて県の方にも要望を出しておりますので、何とかその断面を大きくすること、それから流れをよくすることの手法での工事施工をお願いし、抜本的解決は非常に難しいかとは思いますが、そういう方向で両方のメリットを生かした中での施工をお願いをしていきたいなというふうに思っております。

ただ、これも先ほど言いましたが、まち中の水路でございまして、勾配がほとんどないんです。ということと、もう一つは、平滑川の下流側の抜本的な拡幅と申しますか、河積断面の確保が必要かと思えますけれども、これもあの地形を見たときに、なかなか難しい部分がありますので、当面、今言いました、一番ネックになっております横断の部分を県の今の工事の施工にあわせまして改良してもらおうということを実現していきたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 四丁目の平滑川においては、昔は弘洋園の団地ができないまではこういう水のあふれる問題はなかったんです。あそこの弘洋園の団地をつくったときに、たしかあそこ遊水地2つつくったと思います。現状はあの遊水地は全く機能しておりません、はっきり言えば。当然あの遊水地が機能すれば、一時的な水は下流にどっと流れるようなことがないわけです。上の遊水地はもう既に埋められて、ないわけです。下の遊水地はもう土砂がたまって水平になって中に木が生えております。あれを早急に県と協議して、緊急の場合はあの遊水地に水がたまって下流に流れることを防ぐための最大限の努力を下田市はすべきではないかと僕は思いますけれども、最後の質問でございしますが、その点いかがですか。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 弘洋園の分譲計画の中で、水量計算した結果、遊水地をつくるということで、今、議員の指摘がありましたように2カ所つくりまして、うち1カ所、下側の部分については、あの土地の剥土と申しますか、土砂が大変たまっているのも現状でございます。

議員が言われましたように、確かに計算上はあそこに貯水池がなければ、一気に流れるということ、また、一気に流れるということは、剥土ですけれども、土砂も流れてしまって、それぞれの流動と申しますか、河積の中で堆積してしまうというようなマイナス面もございしますので、今言われたような形でしっかりと協議をして、実現に向けて努力をいたします。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 2人の議員がご指摘しましたこの3カ所については、例年ちょっと雨が降ると冠水をする、こういう状態であると思います。

地域の方々も崩土部を含めた、毎年清掃をするという形で進めてきたかと思うわけです。財政上の問題から、あるいはまた、高齢で大きな側溝のふたのあるところは掃除しにくいと

というようなことで、2年に一度にする。こういう経過があったかと思うわけですが、雨水対策といいますが、流れをよくする、自分たちの環境を前もって水路をきっちり地域住民が把握をしていくという意味においては、清掃が必要ではないのかと、こういうぐあいに思うわけですが、この災害に当たっての水路の状態というのは、管理上どのようになっていたというぐあいに把握をされていたのか、お尋ねをしないと。詰まる様子はなくて、きっちり清掃の行き届いているような状態であったのかどうなのか、特に四丁目の問題でありますけれども。ガード下については特別なポンプを設ける等、ぜひとも構造的なものの手がつけられなければ、冠水しないような暫定的な措置が必要な場所ではないかというぐあいに思うわけです。

もう1カ所、西本郷の冠水地域についても、清掃の問題が若干でも関連をしているのではないかというような思いがしますので、お尋ねをするところであります。

それから、これらの冠水地とは違うもう一種類の地域が大沢であるとか吉佐美であるとかの地域に私は出ているのではないかと思うわけです。吉佐根の旧田牛線の落石であるとか、大沢の崩土等は山に手が入らなくなるといいますか、地域の人たちのコミュニティーの活動がなくなって放置されていると。その結果、ちょっと雨が降るとこのような事態になるということがもう一点と、分譲地等々がそのまま放置されて水出によって、吉佐根地区はちょっと水が出ますと床下浸水になると、こういう状態が旧吉佐美のトンネルを過ぎたすぐのところの分譲地、住宅が大分増えておりますが、冠水になっているわけです。

河川が非常に少ないということ、水が急に出てくるということが影響しているのではないかと思います。ここについては、記録上は記載がされていないというような点と、把握をしていないかどうかという点が1点聞きたいこと。対応としては、なかなか災害復旧による河川改修は一定進められているようではありますけれども、実態的にちょっと雨が降ると冠水ということが毎回起きているというような状態がございますので、これへの対応をどのように考えられているのか、吉佐美の例を挙げて話をしましたけれども、似たような地域は同様な状態が生じているのではないかと思いますので、あわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、15日災の道路、河川等の対応は出ておりますが、台風4号の被害は海水浴場といいますが、浜地にも押し寄せてきていると思うわけです。カジメとか今の利用のしようのない海藻が浜に打ち寄せてきているということで、地元の区長さん初め大変その処理に苦労をしているところかと思いますが、その辺についての当局としての対応、姿勢についてこの補正の中では明らかにされていないように思いますので、その点についての見解をお尋ねをし

たいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） それでは、先にといいますか、河川の排水の管理の問題なんですけれども、四丁目あるいは西本郷の河川あるいは排水路がしっかりと清掃等が行き届いていたのかというご質問でございますけれども、しっかりと清掃が行き届いていたとは言えるかどうかちょっとあれなんですけれども、四丁目については県の2級河川で堆積土あるいはストロー、そういったものがこういうときに危険であるので、すぐに浚渫しなければいけないのかという、危険なほどまでは認識はしていなかったかと思えます。

西本郷についても、大きな排水路については、我々の認識では厚くはたまっているという認識はなかったんですけれども、一部道路側溝については少し土がたまっているというような認識をして、ちょっといけないなと、何らかの形でその土は処理しなければいけないのかなという形では今とらえております。

そのほかのもろもろの河川につきましては、特に吉佐根の河川につきましては、地形上の問題がありまして、いろいろそのアシの問題であるとか、地形上の勾配がないということ、海との問題の関係がありまして、やや堆積土があったのかなという認識はしています。その堆積につきましては、何らかの形で当面の処理はしなければいけないのではないのかなという考え方を持っています。

あと、床についての構造上の問題、災害復旧でいろいろ河川改修はしてきましたけれども、市の準用河川になっているということで、市の管理河川ということで、そこについても何らかの抜本的な対策を考えていかないと、またその他の問題と同じようにどんどん引きずってしまう、それはいけないのかなという考え方は持っています。今ここで、どういう形でという形ではまだできていませんけれども、ここ最近、特に分譲地化されてその影響なんだろうかと、ちょっと明確に言い切れませんが、そういったものがちょっと頻繁に見られるのかなという認識は持っていますので、そういった方向でできるだけ早い時期に何らかの方向性を見出して対応を協議していきたいと思っています。

そのほかの全体的な部分につきましては、地域の方々から区長さんを通じて随時報告といいますが、状況といいますが、要望といいますが、そういったものをいただいていますので、全体的には通年ですけれども、そういった報告要望を受けて、まず大きなところから、対処しなければいけないところから、日常的にはそういう部分の中で対応させていただいており

ます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 海藻等の問題でございます。

本格的な夏に突入、三連休に台風4号が襲来をいたしまして、予想以上に海藻が、特に吉佐美の各浜を中心に押し寄せまして、地元の方々の努力だけではどうしても処理できないというようなことで、大変な厳しい思いをさせてしまったことに対しては申しわけなく思っておりますが、いろいろ区長さん方と相談をいたしまして、予備費で対応しようということで機械もそれなりに入れまして、何とか連休の中で処分をしてもらい、次の土日には何とか対応できるという形にさせていただきました。

そういうことで、現在この予算の中には計上してございませんけれども、夏期対への補助金という形の中で、予備対応の処置をさせていただくつもりでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 全体的な資料の把握としては、問題はないかと思うのですが、皆さんに理解をいただくという意味では、このいただいた資料の中にも河川あるいは水路だけではなく、下田の大事な海水浴場の海藻による被害が今後こういうことが出てくる可能性がありますので、ぜひ起債をしていただけるとありがたいんじゃないか。要望としてお願いをしていきたいと思えます。

それから、先ほどもあったかと思いますが、下田保育所の裏といいまして、泰平寺さんのところからキリスト教会の横へ抜けてくる、横の通りでは加賀屋さんの通りのところの狭くて深い側溝があるかと思うんですが、ここの管理について特に区長さん等からも要望が恐らく出ているんじゃないかと思いますが、再度この点について、どういう要望が出て、どういう対応をしているか、わかればご回答をいただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 最後のご質問のところにつきましては、地元の区長さんから具体的にこういったということの要望というのは、私の段階では把握していないの ですけれども。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 先ほどの予備費で対応してくださるという話ではなかったかと思いますが、金額的にはどのくらいのことかということは明らかにできませんでしょうか。どのくらいの額になるのか。

〔発言する者あり〕

1 番（沢登英信君） ああ、そうですか。わかりました。結構です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したい と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第 2 号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議第 5 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 54号 下田市営じん芥処理場焼却炉改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） それでは、ご説明させていただきます。

議案名簿 2 ページをお願いいたします。

議第 54号 下田市営じん芥処理場焼却炉改良工事請負契約の締結について。

このことについて、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39年下田市条例第 11号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記。

1 契約の目的 下田市営じん芥処理場焼却炉改良工事。

2 契約の方法 随意契約。

3 契約金額 一金 7 億 4,025万円也。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,525万円）

4 契約の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 45番 7号

三機工業株式会社名古屋支店 常務執行役員支店長 白石忠孝。

平成 19年 8月 8日提出、静岡県下田市長、石井直樹。

提案理由、下田市営じん芥処理場焼却炉改良工事のためでございます。

引き続きまして、説明資料でございますが、1 ページをよろしくお願いいたします。

下田市営じん芥処理場焼却炉改良工事。

全体計画の概要でございます。

施設名は、下田市営じん芥処理場。

工事箇所は、下田市敷根 13番 1号。

一般概要、本施設は昭和 5年 3月に日当たり 80トンの施設として建設、平成 12年には、ダイオキシン類排出防止対策として「排ガス高度処理及び灰固化施設整備工事」を施し、現在に至っています。

現焼却炉等は、建設後 25年が経過して設備の老朽化により機能の低下が顕著となっております。

今回、この老朽化した焼却設備等を更新または改修することにより、設備の機能回復をするとともに、施設の延命化を図るものでございます。

施設規模といたしましては、公称能力 16時間 40トン炉、2 炉で 16時間 80トンでございます。

敷地面積、7,478平米。

工期、着工、平成 19年 8月、現場着工 10月 1日より。竣工、平成 20年 11月。

工事概要、供給設備、可燃粗大ごみ破碎機の刃の交換、ごみクレーンの 2 基の更新。

燃焼設備、投入ホッパー及び給じん装置の更新。燃焼装置、階段ストーカー式でございますが、それと炉本体の更新 2 炉でございます。また、二次燃焼室及び重油タンクの更新。

そして、通風設備といたしまして、押し込み送風機の更新、45メートル煙突の既設の改造

で、半分を解体して鋼板の円筒を差し込むという工法でございます。

また、灰出し設備は、炉下のコンベア、主灰出しコンベア及び灰バンカの更新。

計装設備、本改良に伴い必要な中央操作室の装置及び計器の改造、新規でございます。

土木建築におきましては、既設建屋を利用した中で、工事に必要な撤去、復旧、補強の工事をいたします。また、プラットホームの入り口のシャッターの3基の更新をいたします。

そのほかといたしまして、解体撤去、仮設煙突取り合い工事等が工事の内容となるものでございます。

完成につきましては、20年11月30日となっております。

次に、資料ナンバー2でございますが、改良箇所のフローを添付させていただきました。

まず、左の下に表が出ております。番号で改良の箇所また修繕の箇所を明示しております。

最初に、1番、ごみクレーンの改良につきまして、新規ということで、1番の図面の方を見ていただきたいと思います。

また、粗大ごみの破碎機につきましては、2番の下の部分のところ、パッカー車の絵の下にあります。

それから、投入ホッパーにつきましてはクレーンのつかみ取りの下のところが3番としてホッパーが出ておりまして、これも新規と。そして、ごみの落ちたところでごみを焼却炉へ押し出す給じん装置、4番でございますが、これも新規となります。

また、ストーカ炉、現在はロータリードライヤー等、前室において乾燥させた中でストーカへ押し込んで焼却するという方法でございますが、今回はこのロータリードライヤーを撤去いたしまして、3段のストーカによりまして焼却をしていくものでございます。そして、5番、6番がそのものでございます。

また、7番が立ち上げに使う助燃バーナでございます。

排ガス装置、有害物質の撤去装置については8番の右上の方にございます。消石灰のサイロになっていまして、消石灰の吹きつけによりまして、有害物質の除去をするサイロでございます。

それから、9番でございます。押し込み送風機でございます。これにつきましては、ごみクレーンの右上の部分に9番と出ております。空気を炉の方へ圧送することによって、燃焼の促進を図るものでございます。

10番につきましては、炉の本体の上に再燃焼するための送風機、10番、11番、そういうものでございます。

また、12番につきましては、排ガスを送る円筒、また円筒のダクトでございます。

13番につきましては、一番右側の上でございます、煙突の改良 ということで明示してあります。

14番につきましては、焼却炉の下の部分になります、燃やした後出る灰を運び出す炉下のコンベア、そしてそれぞれを集めた主灰出しコンベア、そして運び出すためのバンカと、こういう14 15 16番の明示となっております、一番下、17番で中央操作室におきます操作盤、配線等の改良ということで、順次改良を進めるものでございます。

次に、説明資料のナンバー3でございますが、工程の部分でございます。

大きく一番上に出ておりますが、先ほどご説明のとおり、平成19年の8月から来年の11月30日という工程の中で、炉の停止期間につきましては、今年の11月から来年の3月の中で1号炉の更新をいたします。その間2月に全炉停止がございます。

それから来年におきまして、5月から9月の間に2号炉の停止ということでございます。

設計の期間がございまして、本日議決をいただければ、それ以降11月の中旬にかけて実施設計を組んでいくことになりまして、その間仮設とか事前の工事とか階段撤去をしていく中で工事を進めていきます。

また、焼却設備につきましては、先ほどの1号炉にあるとおり、11月、また来年5月ということで進めていく予定でございます。

また、通風設備につきましては、12月から2月、いろんな排ガスのダクトとか、また、煙突の工事とか、そういう部分の工期になりまして、来年6月以降7月手前までの工事になっております。

また、灰出し設備につきましては、1月、また来年6月、電気計装につきましては、来年2月、また来年6月ということで、順次工事を進めていきながら、最後に性能試験等をした中で来年11月30日には引き渡し、完成という工期になっております。

追加のご説明といたしまして、2番の契約の方法ということで随意契約ということでご説明申し上げましたが、その経緯について概略ご説明させていただきます。

まず、本来、この工事につきましては、制限つき一般競争入札ということで執行を進めておりました。そういう中で4月2日に選考委員会をいたしまして、2日は制限つき一般競争入札にしようと思ったところで、25日に制限の内容につきまして審議をいたしまして、7工区の分にわたりまして制限の条件という中で、主なものにつきましては、清掃施設の工事にかかわる総合評価点が900点以上という制限になりました。総合評価というのは、完成工

高とか技術員の数とか、資本金とか、工事の安全性、そういう総合的に判断してその点数をつけているものでございます。もう一点は、過去 10年間、平成9年以降、下田市の清掃の燃焼の方式でありますストーカ方式の燃焼量で新設、更新工事の施工の経験のある業者というのが主なものでございますが、制限を決めました。

そして、第1回の公告を5月の初めにいたしまして、締め切った中で1社だけが申請してきたと。この1社が三機工業でございます。そういう中で、1社ですと、入札の執行ができませんもので、再度、制限を見直しまして、900点から800点ということでもう一回公告をしようということになりまして、5月28日に公告をいたしました。その後、締め切った中で、申請が2社ございまして、1社は三機工業、そしてまたユニチカ株式会社という会社でございます。この会社2社が申請がありましたので、その2社の申請を審査した中で入札の執行は可能ということになりまして、7月10日に入札ということになりました。

1回目の入札をした中で、予定価格に達しませんでしたので、2回目の入札ということにしようとした段階におきまして、ユニチカさんの方で2回目については辞退しますよと、こういうようなことになりまして、その時点で入札は1人になるということで取りやめということになりました。ここで第3回目の公告からやり直して、また入札ということになりますと、過去の1回、2回の公告の状況を見ますと、果たして3回目の公告をして2回まで進めた事態の進展が望めるかどうかと、こういう判断をした中で難しいのではないかと、このような判断をいたしまして、1回目に入札をした業者の入札額が予定価格の5%の範囲におさまっております、そういう中で随契に移行していくことが可能であるというふうに判断いたしました。最低価格で応札した三機工業に10日間の見積もりのための縦覧期間を設けまして、7月27日に見積もりを徴して、結果、見積額が予定価格以下でございましたので、7月30日に仮契約というような運びになったものでございます。

そういう中で、今回のご報告させていただいたとおり、随意契約ということで報告をさせていただきます。

雑駁な説明でございますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） 議第54号の当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前 11 時 4 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 54号の当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

4 番。

4 番（土屋雄二君） たしか 3 月議会だと思いましたが、焼却炉の改良工事は 9 億円かかって 19 年度に 4 割で、20 年度に 6 割の支払いで行うというようなことがあったんですけども、これだと 1 億 6,000 万ほど契約金額が少なくなっているんですけども、工事の変更等があったのかどうかお伺いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 工期の変更についてはございません。

入札に付す我々の設計につきましては、9 億円と議員さん申し上げられたとおり、ぴったし 9 億円ではございませんけれども、そういう中で発注をしているわけでございまして、内容的に変わるものではございませんので、工期の変更はいたしておりません。

ただ、4Q 60 というパーセントの割合につきましては、今回この額が変わってきましたので、できればこの予算の範囲で 4 割でなくてこの額に見合う進捗をしていければというふうなことも考慮に入れております。ちなみに、計算してみたら、大体 47% ぐらいの初年度の進捗、額的なものだけで見るとそうなんですけれども、これから実施設計等業者が組んでいく中でそのパーセンテージが必ずしもできるという保証はございませんけれども、そういう形で、できる範囲の中で進めていきたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） ほかに。

1 番。

11 番（土屋誠司君） 今、時代の流れは、こういう高額な工事をする場合には一般競争入札が常識だと思うんですけども、なぜこの制限つき一般競争入札にしたのか、その理由と、当初の 9 億という数字を出したその根拠はどういうところから出てきたのか、それについて説明をお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） なぜ制限つきかといいますと、この炉につきましては、全部新設して、新たに建設するという工事ではございませんで、先行して先ほどご説明したとおり、12 年に排ガス施設等、また、残りの 5 年当時から使っている部分もあったり、今回は焼

却炉部分だけが主なものになりますので、ということで、制限をした中で経験のある、また先ほど総合評価という点数のお話もさせていただきますましたが、そういう安心して、また、経験のある業者がしていくことがこの古い箇所と新しい箇所が直りますもので、安定して改修後稼働ができるということの確保をするために制限をさせていただいたということになります。

また、9億円の根拠ということでございますが、先ほど土屋議員さんにもご説明したとおり、この入札に付す内容につきましては、当初ご説明している内容と変わっておりませんので、そのまま9億円ではないのですけれども、9億円弱の内容のもので工事が進められていくということでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 炉の改築で経験がある業者というのは、その2社しかなかったわけですか。全国的にそのストーカ方式というのはどこでもやっていると思うから、あると思うんですけども、ただ自分が思うには、この業者に持っていくためにやったように思えるんですよ。その辺が説明になっていないというか、今までの衛生プラントもそうでしたし、どうもこの辺が不透明だと思うんです。その辺をはっきりしてもらいたいということと、積算したもとはどこのコンサルがやって、どういうところで積算したのかわからない。その辺についてもう少し詳しくお願いしたい。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） まず、業者2社ということでございますが、先ほど評価点900点以上というご説明を申し上げました。その900点以上の対象者といたしましては、16社、また、800点で広げますと24社の業者の該当がありまして、そういう枠を広げ、門戸を広げ、どなたでもその条件に該当する業者であれば入札に参加してもよろしいですよ、どうですかと、こういうふうに公告をしているわけでございまして、その結果として1回目の1社しかない、2回目の2社だったと、こういうことで作爲的に誘導してこの業者にという形では我々は執行はしているつもりはございませんので、より多くの門戸を開いた中で業者の公告をしているということでございます。

この設計に至ってのコンサルの件でございますけれども、この部分につきましても10社前後の業者に一応見積もり等を依頼した中で、仕様書の作成になりますが、こういうものに参加した2社だったということで、その2社の見積もりを参考にした中で、この設計の額を算出して入札に付しているということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） コンサルも2社だったんですか、これ。そのもとを出したというか、それとも2社の見積もりというのは、とってあったうちの、その2社が今回の当時の入札に参加した業者だったと。2社というか、その辺まず。

環境対策課長（藤井睦郎君） 今、議員さんがおっしゃるのは、コンサルの2社ということですよ。それイコール工事の入札の2社とは別の業者になります。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 見積もりを出した業者が一緒かということですか、それは違います。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） はい、番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 実施設計を組むもとになる参考とした見積もりについては、コンサルの見積もりを参考にしている。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） そうです、そうです。はい。

議長（増田 清君） いいですか。

はい、2番。

2番（藤井六一君） ただいまの課長の答弁、ちょっとわかりにくい点があったので、ダブルになると思うかと思えますけれども、もう一度お願いいたします。

コンサル2社の見積もり、もし差し支えなかったら、要するに設計額をお聞かせ願いたいと思います。その設計額に対して7億500万とした根拠について、まずお伺いしたいと思います。

それから、今回の入札で参加者がなかったということは、最初の工事を同じ三機工業さんがやっております。ですから、ほかの業者はやりたがらないんですよ、こういうのは。だから参加したくても参加できなかったんじゃないかと思えます。

これからもこういうような例は出てくると思うんです。毎回同じことを繰り返していくんじゃないのかなと危惧されますけれども、その点について今後どうしていくのか、そのことについてお伺いします。

それから、一般質問のときに、市長も、これからは設計額を抑えていきたいという答弁を

されておりましたけれども、それとこれとは直接結ばないかとは思いますが、安ければいいのか、その辺を。今回何か先ほどの土屋さんの質問の中でも、1.6億ほど削られているというような質問がありましたけれども、安ければいいのかなと。その辺についても、できたら市長からご答弁をお願いします。

それからもう一点、ユニチカという会社が23億とかという数字を入れたと聞いております。一方のこの三機が7億二、三千万円ですか、最初の入札のときに札を入れたと聞いております。その辺の数字が差し支えなかったら、お聞かせ願いたいと思います。

そして、2社の入札で片方が23億、片方が7億台というその金額の差、これについてどのようにお考えなのか、その点を伺いたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 私へのご質問ということでございますから。

6月議会でしたか、落札額の問題につきましてご質問があった中で、落札額が大変パーセントが高いというたしかご質問だったと思います。それに対しまして、市が今取り組んでいるのは、設計額を決めるときに、かなり工夫をして努力をして設計額を低く構えておると、こういうご説明をさせていただきました。ですから、若干落札額が予定価格に近かったという問題につきましては、このような答弁をしたと思います。

今回の問題につきましても、やはり設計額というのは、市とすれば当然のことながら、鋭意努力をしてこの設計額を低く抑えるということをした結果であろうかと私は考えております。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） まず、今回の入札に付したものの、実施設計額でございますけれども、8億8,100万でございます。それで7億500万台ということでございますが、先ほどご説明したとおり、随契に移行した中で、業者に内容をもう一回見直して検討をしてくださいと、そういうことの中で、見積もりを導き出した経過の中で、その額の見積もりを提示してきたということでございます。

あと、こういう経過がこれからも何回も繰り返すようなことがある場合、今後どうするかということでございますが、この炉ばかりではないかと思うんですけれども、大規模な部分的な改修というのは、何十年に1回というようなことではなからうかというふうにも思います。そういう中で、今ここでこうすると、なかなかご返事できない部分がございますが、

こういう経過を踏まえた中で、検討をしていくということも必要ではなかろうかというふうに思います。

また、ユニチカと三機の入札の額の差についてどうなのかということでございます。確かに先ほど議員さんおっしゃられたとおり、ユニチカの方が消費税抜きで 24億弱の額、そしてまた、三機工業につきましては、7億 5,000万円弱ということございまして、この辺の差というものにつきましては、あくまでもこの発注の形が仕様書の発注ということございまして、性能発注といえますか、この能力を満たすものの設計をした中で、工事の額を決めてくださいというような見積もり条件的なものを提示した中で見積もっていただいているわけございまして、そういう中で参考的に比較をいたしますと、通風設備、煙突等の部分とか、また、土木建築部分とかその他の工事とか、その辺を三機工業とユニチカの大分大きな見方の違いがありまして、こういう額の差が出てきているというふうに思われるものでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 23億と7億の差が見解の相違ということだけでいいのかどうなのか。先ほど、こういうようなことがこれからも起こり得るのじゃないのかということは質問したわけですが、異常ですね。同じ設計図面で片方が7億二、三千万円、片方が 23億、それが見積もりの提示をした中で云々と、ちょっとその辺が理解しにくかったんですけども、それだけのことで十何億の差がつくというのは、ちょっと異常だと思うんです。

ただ、こういうことが今後も起こり得るじゃないか、こういう大きな工事はもう下田では余りないよということですけども、ないよじゃなくて、ないから放っておくんじゃないか、やはり一つのマニュアルとしてこういうものはきちっとしていく必要があるのじゃないのかな、そういう観点から質問したわけなんですけれども。

ただ見解の相違ということでなくて、こういう業界の仕事というのは、最初の図面を持っているところが強いんですよ。ほかの業界は入り込めないような状態になっているんですよ。ですから、それを白紙にして、よいスタートのラインに立って見積もりさせれば、23億になるんだと思うんですよ。でも片方は、もう自分のところで既にやったという一つのものがあるわけですから、ですから、そういう差が今回出たんじゃないかと思うんですけども、その辺をやはりきちっとさせておかないと、これから入札の方法が指名競争から一般競争に移行しつつある中で、金額の大きい小さいはあろうかと思えますけれども、同じような問題が

たくさん出てくるんじゃないのかなと、そういう点が危惧されたものでひとつ伺ったわけなんです。答えを聞く方が、答弁を求める方がやばかなという気もしますけれども、もしお答えができるようでしたら、お伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 先ほど、仕様書ということでお話し申し上げましたけれども、仕様書というのは実際の工事の発注のとおり、こちらで全部細かく積算して積み上げていくものではございませんで、先ほど申し上げましたとおり、この能力を確保するためにそちらの業者さんの方で見積もっていただきますよということで、括弧書きになっている部分が多いものでございます。その括弧書きに業者の裁量によってどんどん数字を入れていきながら、計算していきながら積み上げていくという部門もいっぱいございますので、そういう中で差が出てきているんじゃないかというふうに 思います。

そういうことで、こういう差が出ている部分についてもよく見て、今後もこういうことをまた経験にしながら、どのようにしていくかということが大事ではなかるうかというふうに 思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2 番。

2 番（藤井六一君） もう一点、小さなことですがけれども、このプラットホーム入り口シャッター 3 基の更新というのが説明の中にありますけれども、図面の中ではシャッターの部分がないんですよ。だから、もっと以前にできていたこの図面を見ますと、これにはナンバー 1 でシャッターが入っているんですよ。だから、これは設計変更なのか落としたのか、ちょっと細かなことで恐縮ですがけれども、1 点だけお伺いしたい。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 実はすみません。事前にその図面のご説明を申し上げればよかったですけれども、そのパッカー車の絵の前に一つ線がありまして、本当はこの絵がずっと左の方に天井を伸ばしていただきまして、ずっと前の方にこれずらしていただくとうまくわかると思うんですが、プラットホームの前が処理するために広がっているわけでございまして、その伸ばしたところが本当はプラットホームの建物になっていまして、そこにこのシャッターを取りかえるということになっております。またこの絵が入っていないものでその辺申しわけなかったですがけれども、ご理解いただきたいと 思います。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

9番。

9番（増田榮策君） このじん芥処理場の焼却炉改良工事でございますけれども、約7億4,000万で契約して、煙突を含めたさまざまな場所が改良されるわけでございますけれども、この焼却場というのが、今まで私も議員になって十数年やらしていただいておりますが、ダイオキシン対策を初め、炉の改良、耐火壁の取りかえ、煙突の改良、修理、そのほかもろもろのことを含めると、膨大な費用がかかっているんですね。この施設の概要は、はっきり言います。今回この7億円をかけて私は抜本的な延命ができるのかできないのか、どれくらいの延命ができるのか、その辺をまずはっきりお聞かせ願いたいと思います。

それから、このごみに関して抜本的な焼却場の問題、ダイオキシンを含めた減量化の問題等々審議官にゆだねて答申が出ているわけでございますが、これまでの審議会の答申はあの焼却場についてはどのようにすべきかということが答申に出ているのか出ていないのか、2点目。

3点目は、ごみの処理の推移をざっと資料的に見ますと、平成9年が排出量で約7,292トン、これ持ち込みがあるわけです。平成16年になりますと約1,000トン持ち込みが多くなっているんです。総排出量は相当少なくなっているんです。可燃物も莫大に少なくなっているんです。不燃物も少なくなっているんです。1年間の排出量の1人当たりのものも約100キログラム近く減っているわけです。1年間の1世帯当たりの排出量も約200キログラムから減っているわけです。これを見ますと、この焼却場も含めたごみの今後のあり方、今後ごみとするのは焼却施設をあの施設のまま、あの方式でやっていいのかと、こういうあり方が私は問われるんじゃないのかな。

今、油が、ガソリンで140円程度まで、重油が相当値上がっております。重油というのかなりの高額になって、さらにまた年末にかけては上がるんじゃないかな。可燃物が増えている状態ならいいんですが、逆に減っている状態、これを考えると、ホッパー式ではない方が効率的にいいんじゃないかなと私は思うんですが、その点は当局はどういうふうに考えているのか、これが3点目でございます。

それから、4点目は、この焼却場に関してごみの袋を値上げいたしました。これは、抜本的に焼却場の経費が相当かかるということで、我々が多く議論して、私も値上げにはやむを得ないということで賛成したわけでございますが、このごみの袋の新規の値上げによって、手数料だけで当初予算では約1,400万程度出るということでございますが、この販売で焼却場の予算的なものの中でどれくらいの足しになるのか教えていただきたい。

それから、このごみ袋、古い現状の袋は9月で終わりです。9月で終わりですが、私はいろいろな市民に聞きますと、とんでもないと。今まで相当に、大量に買わせておきながら、9月で終わりで8月中に全部使ってしまうと、これじゃまずいんじゃないかと。9月いっぱいということでも使い切れないんだと、はっきり言ってそれぐらい持っている人が多いんだと。これは当然もう精算しないわけですから、安い袋でも一回売ったものは賞味期限が切れた食品ではありませんので、当然これは延命して正当な袋なら旧の袋であっても使ってもいいというような見解を出すのが市民に対するサービスではないのかな。これは常識的に考えて私はそういうふうに思いますけれども、この点はいかがでございますか。

もう一点、新規のごみ袋の販売、どのような方式になるのか。例えば市が一括して各販売業者を指定してそれに卸す方式になるのか、または、市が販売業者を指定して、それが直接メーカーに申し込んで販売者が手数料を払うのか、いろいろあるかと思います。指定業者のメーカーが直接卸す方法もあるわけでございますが、いかにして安く市民に提供し、または流通的にもコストが下がるようにやるのが私は妥当ではないのかなと思うんですが、どういう方式をとられるのか、この点についてお伺いします。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） まず、今の焼却炉、過去からの経費が膨大な費用がかかっているということ、延命はどうかということでございますが、この改良することによりまして10年から15年は使っていきたいと、このように考えております。

あと、減量化、この答申というものが出ているけれどもということでございますが、たしか大分前に減量化審議会という審議会の中であったかと思うんですけれども、炉を新しくするとか、処分場も新しくとかいろんな検討をしていくべきだというような答申もいただいたようにも思います。また、県のサイドの部分から見れば、広域というようなことも言われているところもございます。

また、ごみの処理のあり方ということで分別も進めさせていただいているわけですが、実際のこの炉につきましても、新しくするとはいえ、機能の回復ということでございまして、大幅にアップということではございませんもので、今あるごみの処理の中で効率的にごみの処理、燃焼をということでございます。収集する経費の方から見ますと、なるべく分別してリサイクルと循環型ということから見ればいいわけですが、焼却するという側から見ますと、余り燃えるごみとか分別を進めていきますと、逆にごみの質の悪いものが残ってしまって燃焼の効率が下がってきて、また先ほどありましたとおり、燃料を余

計に使わなければ燃やすことができないというような部分も出てきまして、その辺のバランスというかそういうことも必要ではないのかなというふうに、一概に生ごみ自身もリサイクルしていけばいいではないかというようなこともあるわけでございますけれども、今回の焼却という側面から見ますと、そういうことも考えられるということでございます。

また、ごみ袋の値上げによって手数料が 1,400万ということでございますが、大体年間焼却管理にかかる費用が2億円程度かかっておりまして、そのうちの手数料が 1,400万ということにもなるわけでございます。

また、旧ごみ袋、今一応7月1日から販売開始されていまして、暫定期間ということで、9月いっぱいということで、市民の方にはお願いしているところでございますが、このことにつきましては、昨年の10月以降各区を回りまして説明会をしたり、またSHK、また小林テレビさん等を使ってお知らせしたり、またパッカー車に流したり、いろいろなまた同報無線を使わせていただいたり、周知をさせていただいているところでございます。そういう中で、7月から始めさせていただきまして、何とかご理解をいただきながら10月1日に完全なスタートをさせていただきたいということで、今進めているものでございます。

どうしても旧の袋が余ってしまったという方がございましたら、それにつきましては、持ち込みのごみにつきましてはそのまま新しい指定袋でなくても結構ですので、今の古い袋で使って持ち込みをいただいても結構ですので、いろんな形で有効的なご利用を考えていただきながらお使いいただければなというふうにも思っております。

また、新規のごみ袋の販売の方法でございますけれども、これにつきましては、まず市として指定袋を市の袋として市民の方に手数料を加えさせていただいて使っていただくということが基本になっておりまして、市から小売店に対しまして販売をしていただくという委託契約を結ばせていただいております。現在、大体50を超える店舗さんに契約をさせていただいて販売をさせていただいているところでございます。

また、市は、7月ですけれども、入札をいたしまして業者を決定させていただいて、その決定した業者に製造、配送をお願いしておりまして、委託をしておりまして、販売店から箱単位で注文を受けまして、その注文があったところで業者に発注を市からいたしまして、業者から販売店に配送されて店頭で並べられて市民の方が購入していただくというような流れの中で、今進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番(増田榮策君) 今のご答弁聞いていますと、10年から15年延命によって使えるということだけれども、今までの答弁でも10年から15年ぐらいは使えるとあって、ずっと修理してきたんですよ。はっきり言えば、今の施設ができるぐらいのお金をつぎ込んでいるんです、この施設には。だから抜本的な市の体制というのが全くできていないんですよ、このごみの焼却場については。もう、ありとあらゆることでお金を食っているんですけども、要するに、維持管理がままならない状態でだましまし使ってお金を湯水のごとくここに捨ててきたというのが、私は実態じゃないかなと、こういうふうに思うんです。

要するに、本当に必要なものなら、やはりある程度市民が覚悟して、いい施設をつくったりとか広域で検討するとか、こういうことを考えなければならない。それに、この残灰の処理にも大きな負担がかかっているんですよ、残灰の処理。この残灰の処理でもだんだんと処理場が遠くなっているんです。新聞なんかによりますと、残灰もあと四、五年でもう処理場がなくなるんじゃないかなと、こういうようなデータも新聞に書かれているのを私読んでいるんですが、本当にこのままでいったら、残灰の処理もますます関東以北へ持っていかなければ処理できないような状態になってくるんじゃないのかなと。もう少し抜本的に処理計画、ごみを燃やして市民サービスに提供するという重大な施設ですから、長期的な計画を組むのが、もう既に遅きに失しているというような面もあるかもしれませんが、5年、10年先を見据えた抜本的な計画を早急に僕は立てるべきじゃないかなと、こういうふうに思いますけれども、ただ、だましまし7億、8億のお金を突っ込んでいくだけでは、恐らく10年もたないうちにまた改良ということになりはしないかな。残灰の面でも相当大きな負担になりはしないかなと、こういうふうに思いますけれども、この施設に関しての長期展望する計画というのが市であるのかないのか、もう一度お伺いいたします。

それから、審議会のあり方について、審議会の答申でもかなりこの問題も取り上げられていたんですが、審議会というのは、やはり市民サービスを考えて市民に負担がかからないような市政の抜本的な対策を提供するというような使命が僕はあると思うんです。ただ、当局の言いなりな答申を出すのではなくて、審議会そのものが重みを持って答申を出すというようなことが必要じゃないかなと思うんですが、その点についても5年、10年のスパンの審議会の答申のやり方というのもあるんじゃないかなと思いますけれども、今の質問の前とあわせてお願いいたします。

それから、9月いっぱい古い袋の期限を切るということでございますが、それでもまだ余った場合は持ち込みのごみだけに袋を使っていると、このようなことがあるんですけど

も、本来持ち込みというのは袋は要らないんじゃないでしょうかね。持ち込みに要らないのにわざわざ持ち込みに袋を使えということはむだなことじゃないのかなと思うんです。最後にはこういうことになると、古いごみ袋を新しいごみ袋の中に入れて捨てるようなことになりはしないですか。それこそ市民サービスに僕は逆行しているような気がするんで すけれども、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 新しい炉の建設ということになりますと、試算されている中では40億というようなことも言われておりまして、なかなかその財政的な厳しい部分があるわけでございます。また、灰の処理につきましても、今いろんな形で埋め立てするばかりではなくて、いろんな建設資材とかりサイクルの方向に社会的には向かっている部分もございまして、ただ、今、最終処分の費用とそういうリサイクルの費用というのは、なかなか単価的に高い部分もございまして、そういうことがある程度設定が見えてくる中の部分で、ほかの方法も考慮することもできるではないかというふうにも思っております。

また、長期的展望にということでございますが、ついで、二年前には静岡県が主体で、ゼロエミッションというような、結局ごみそのものを県が1箇所に集めて処理していこうというような方式も打ち出された中で、やはり伊豆地域におきましては、なかなかこういう輸送のコスト等を考慮しますと、自前で処理しているコストの方がまだコスト的に低いんだというようなことで、なかなか参加するところもなく今暗礁に乗り上げてきているというも現状でございます。

また、広域という面で見ましても、今、伊豆地域とか大きな範囲の中で焼却等ごみの処理の広域の検討もいたしておりまして、そういうそれぞれ賀茂郡下の焼却施設を建設したその年度と年数というのが、耐用年数それぞれございまして、一気に広域といってもなかなかお互いの焼却施設の年数が一致するという部分の中の年的なものを見ましても、平成 29年頃というのが一つの目安になっているところもありますが、ただしこの伊豆地域というのは山間地域にありまして輸送のコストという面で、広域というものが効率的な観点の中で、果たしていいのだろうかというような論点で今、広域の部分でも論議されているところであります。

また、審議会のあり方につきましても今回いろんな有料化のこと等審議させていただいた経過の中で、今、議員さんの指摘されたようなことも今後審議していただくような方向でお話をしていきたいというふうに思います。

また、9月いっぱい袋を持ち込みにというのは要らないんじゃないかというお話でござ

いますが、現実にごみの受付で市民の方が持ってこられるのを目の当たりにしているわけですが、何も入れないでごみをそのまま持ってくる方はだれもいません。何らかの袋とか容器に入れて車で来るわけですので、トラックの場合は、軽トラの場合は飛散しないように袋に入れたり、また乗用車の方であっても自分がピットへすぐに捨てられるように何らかの袋とか物に入れてごみを持ってるのが現状でございます、そういうものに使っていただければなということでお話しさせていただいたわけでございます。

また、季節的に着物をたんすにしまったり、物を、扇風機のほこりがつかないように、そういう機具にかぶせるとかいろんな工夫をしていただきたいというところもあると ころでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 全く今の議論は、市民からとったらばかにしたような言葉じゃないでしょうか。一度賞味期限の切れた食品じゃないんですよ。新しい袋ができて古い袋が余ったらそれを期間を切ってやらなくたって使っていいよというのが、私は市民サービスの一つじゃないかなと。それを扇風機のごみよけに使えとか、ごみを入れて袋で持ち込めと言ったって、それはほとんどの方が生のごみを入れて捨てるために買っている袋なんですよ、あの袋は。ほとんどが。そうでしょ。お宅だってそうじゃないですか、課長さん。そうじゃないですか。そんな材木や何かのばらしたのをあの中に入れて捨てるごみじゃないでしょ。こんな雑誌なんかを捨てるごみじゃないでしょ。ほとんどが生のごみでしょ。だから年寄りなんかは、何回も何回も買い物に行くのが大変だと。山の奥の人でも何でも大量に買って保存して大事にとってみんな入れて捨てているんですよ。みんなそうじゃないですか。そこから座っている方の課長さんの家もみんな。家庭へ行って聞いてくださいよ、本当に。

これは大変なことですよ、それを扇風機や植木や何かの そんなものに使えとか何かだと言ったら、これはおかしいですよ、本当に。だからもうそれは精算しないんですよ。精算しないけれども、有償で買っているんです。はっきり言えば、有償で。ですから、期限を切らなくても使い切るまで使ってくださいというのが、私は市民サービスの一環じゃないかな、これは当然だと思うんですよ。これは食品で期限の切れた、賞味期限の切れたハムやソーセージだったらいいですよ、捨ててくださいと。そんなものは使っちゃいけませんよということはいいいですよ。これは腐らないものなんですよ、はっきり言えば。使おうと思えば使えるものなんですよ。だけれども、皆さんが利便のために多く買い入れているんですよ。既に有償

で買っているんですよ。お金なんですよ、はっきり言えば。貴重なお金なんです。これをそんな答弁で納得するわけない。市民に怒られちゃう、本当に。そんなこと我々議員だってそう言われて、いや扇風機のあれに使ってくれなんて言ったら張り倒されちゃうよ、本当に。それはやっぱり考えるべきだと思う。市長さん、その点どうでしょうか。

それと、もう一つ、これ、下田市の観光地の特性としては、ほかの市町村とは違うんですよ。観光客が持ち込むごみというのが非常に多いんです。はっきり言えば、ごみがなければ観光地として成り立たないわけなんです。普通の伊豆半島の特性として、観光地というのは既にごみが多ければ多いほど観光でお客様が入るんですよ、はっきり言えば、観光地で。ごみのないような観光地だったらお客様は入っていないということです。それこそ、自治体がつぶれていくような市町村ですよ、そういうのは。ですから、私はこの観光地の特性として、共通の悩みとしてもっと広域でこういうものは抜本的に5年、10年のスパンで焼却場をどこにしようとか、最終処分場をどこにしようかということを実際に検討すべき時期に来ているんじゃないかなという答弁を聞いたかったですけれども、全く今の答弁だと、何が何だか説明がつかないような答弁なんですよ、はっきり言えば。私はそれが一番大事だと思うんです。市民に対する説明責任があると思うんです。

その点最後に、その2点について明確にお答えください。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ごみ袋の関係なんですけれども、議員は古いごみ袋を持っている市民がいっぱいいるというお話でございましたけれども、これにつきましては、かなり早くから有料になりますよということを周知させていただいた中では、議員が情報を集めているところと私がまた情報を集めるところと違うかもしれませんが、現実にはそんなに大量にごみ袋を買い込んで持っているというのは余りないというふうに私は聞いております。

しかしながら、業者さんによってはいわゆる大量に仕入れているところがあったと。こういうところが困ったよという話があるということは聞きました。現実に7月から9月いっぱいまでにかけては旧ごみ袋も使えるよという中で、市民の方が持っている部分につきましては、その間に消化をしてくれということで、十分対応できるという判断の期間を設けさせていただきましたが、業者さんが持っているという中で、まだ少し販売をしたいというのがありましたので、これははっきりと10月からは使えない中での販売がされている。しかしながら、課長が言った、新しく50店舗ぐらいが販売店として名乗りを上げているわけでありませんが、幾つかの店を、例えばコンビニとかああいうところを回っても、もう既に古いごみ袋

がなく、新しいごみ袋を扱っているところが何軒かあります。ですから、そういう面では今言ったように市民の皆さん方の古いごみ袋の在庫というのが本当に来年まで持ち越すほど持っているかというふうな情報は我々はつかんでおりません。十分この長い周知期間の中に、もう10月から使えないという中で7月からこの9月いっぱいの中に十分消化をしてしまえる内容であるというような判断をしておりました。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） それにつきましては、例えば、この猶予期間を過ぎて実施する中で、また使ってもいいよというようなことを出しますと、いわゆる憶測でありますけれども、例えば販売もできるのかなということで、大量にこの猶予期間の中にまた古い袋を製造して販売をするというおそれも出てくるわけなんです。こういうことを阻止するためにも、しっかりその間に使っていただくということで、特に市民の方々からの文句というのは私どもの方には現実入っておりません。ですから、10月1日からはあくまでも古いあれは使えないという方向性で市は対応していきたい、こんなふうに考えています。

議長（増田清君） いいですか。9番議員さん、これでいいですか。

9番（増田榮策君） 市長さん、私は、決して新しい袋がないからと言って、その新しい袋を別に使うなと言うんじゃないんですよ。

結局、スーパーへ行ってごらん下さいよ。1円、2円、3円、10円の値段の広告を見て買うような人が袋を1枚でも持っていたら、それはどうぞ最後まで使ってくださいというのが、市の行政サービスの一環ではないですかと私は言っているんです、はっきり言えば。そうでしょ。年寄りの方、一人住まいの方が5枚でも10枚でも持っていれば、ぜひ最後まで使ってくださいというのが私は行政サービスの一環ではないのかなと。スーパーで広告を見て、ああ今日は5円安い、10円安い、3円安いというような人たちがそういうことを言うんですよ、みんな。5枚でも10枚でも余っていたら、これを捨ててしまわなければだめなのかなと、そういう方もいるということを経理さん、もっと掘り下げて考えていかないと、本当の行政サービスにならないんじゃないのかなと。

それを、古い袋をまた生産して売る人が出るかもしれないなんて、そんなことがあり得るわけがない。それこそ詐欺で訴えればいいんです。詐欺でなくてそれは犯罪だ、そういうのは。訴えればいいんだ。それが私、きめの細かい行政だと思うんですよ。

主婦の方に聞いてください。お宅の奥さんにでもいいから、そういう方がいたら。いや、

絶対そんなものは期限を切って1枚でも2枚でも入れたら、新規の袋の中へごみとして入れていけばいいんだと、そういう考えの人がここにもしいるとしたら、私は不謹慎な考えじゃないか、そういうふうに思いますけれども。

議長（増田 清君） 質問の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時 2分休憩

午後 1時 0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議第54号に対する質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 3つの点から質問をしたいと思います。

この下田市営のじん芥処理場の焼却炉の改築につきましては、この工事をされるという決断をされた当局にまず敬意を表したいと思います。しかし3つの点でやはり大きな問題があるんじゃないか。

その一つは、7億4,000万円のこの契約金額が妥当であるのかどうかという点が問題点であると思います。

入札の経緯の中で、三機が5年につくったものを三機が随契でやらざるを得ないというのは、まあ、ある場合にはいたし方ないというような状況かと思うわけですが、この改修に当たりまして、当然実施設計をしていると思うわけです。その設計に基づいて設計額の予定価格の積算を前回前議員からの質問の中で、2社コンサルの見積もりを採用して、恐らく7億1,000万か2,000万の予定価格を定めたであろうということが推測ができるわけですが、この50社ないしは何十社かある業者から、あるいは下請業者からそれぞれ見積もりをとって自ら積算したということであれば、この7億4,000万円、あるいは7億500万円余の積算が妥当なものである、こういうことになろうかと思いますが、この業者が、工事を行う業者から見積もりをとって、その見積もりに基づいて予定価格を積算を市当局でされたら、ということだと思うわけです。あるいはコンサルそのものが積算されたのかもしれませんが、そこら辺の説明がちょっと不十分でありましたので、どうなっているのかということと、設計額も特殊な工事ですから、単価表等もなく恐らく見積もりをとって、それに基づいて価格を決めるという作業をされたんだと思うんですけれども、その作業が妥当であるのかどうなの

か、50社もある中で、2社の見積もりしかとらずに積算をするなんというのは、どう考えても妥当な金額、7億数千万円が、しかもこの金額は補助金なしの借金というんでしょうか、自主財源でやろうということでしょうから、そういう点でまず第1点、どういいう見積もりをとって、この金額はどういいうわけで妥当であるのかということをはっきりと明かにしていただきたい。当局の説明の内容からいきますと、とても妥当なものだとは言えないと、こいいう判断をするわけであります。

第2点目は、その設計に基づいて修理をするということでございますので、ストーカ方式というんでしょうか、プラットホームからごみピットに入れてやると。ロータリードライヤーをなくしてそのまま炉にしていく、こいいうことで16時間で日量80トンの処理能力だと、こいいうことでありますが、大きな修理はないにしましても、その特徴は、ロータリードライヤーを廃止をすると。結局、旅館等の生ごみというのは今後多くないと、燃えやすいごみになると。すぐに800度なり900度になるようなごみの質になるだろうと。したがってロータリードライヤーは廃止をして3段の炉をつくと。こいいう図面になっているわけます。そうしますと、当然炉の面積は大きくなりますので、40トン以上燃えんではないかと。1炉80トン以上になるのではなからうかこいいうような感じがするわけでありますけれども、設計上この炉の機能がどうなるのかこいいうような説明が全くされていらないと。全く同じように改修するこいいうことであれば説明は要らないでしょうけれども、基本的なロータリードライヤーをなくして3段の焼却炉をつくっていくこいいう、こいいう図面になっているわけますから、大きな特徴があるこいいうわけます。

そうしますと、これらの変更は、今後出るごみの質がどのようなものになっていくのかこいいう推定と大きく関連をしてくるわけでありますが、それらの推定は全くしてない。説明を課長はしてないわけます。そして、10年ないし15年この炉で十分もつ、この結論だけ言っているわけますが、ごみのこいいう質のものが中心になって、その量は減量化を今一生懸命やっているわけますので、恐らく今出ているごみの量よりも毎年少なくなっていくと。少なくとも3%から7%ずつ、この基本計画によれば、ごみを減量化してこいいう計画になっているわけますので、10年後、17年後にはごみの量はこいいうようになります。16時間燃やさなくても10時間燃やせば十分になります、こいいうような説明が当然なればならないこいいうわけます。

こいいう点では、焼却施設はごみの中間施設であります。焼却をするこいいうわけますから、あとの灰をどのように処理するのか、収集をどうするのかこいいうことと関連してくるわけ

す。それで、ごみの基本計画は今年度見直して 20年度からまた新たな計画をつくるという時期に来ていると思うわけです。既に平成 15年3月に、一般廃棄物のごみ処理の基本計画というものを下田市はつくっていると思うわけです。この計画に合わせてこの焼却炉の改修も定期的に一致してくるわけですので、中間施設の焼却炉だけ直せばいいということではなくて、収集体制を、どうしてこの焼却炉で燃やして、出てきた最終の残灰をどのように処理をしていくのかという、ごみ処理の流れの中でこの焼却炉の改修は当然位置づけていかなければならないと思うわけですが、そのような位置づけが課長の説明では全くされていない、その点での説明を再度求めたいと思うわけであります。

そして、このごみ処理基本計画によりますと、平成 17年度は1年度の2.7%の削減、22年度には1年度の5%のごみの量をどんどん削減していくんだと。これらは容器リサイクル法や家電リサイクル法、それぞれのリサイクル法ができて、どのような量になっていくのか、現実に燃やす量はどれだけかと。先ほどの答弁では、これを改修しても燃料をさらに使わなければならないような事態になるかもしれないというような答弁をされているわけです。そんなあいまいな見込みでこの焼却炉の改修をするというようなことになれば、それは7億円も使う、しかも自主財源だということになれば、とんでもないと、もう少しきっちり研究なさいと、こういうことにならざるを得ないと思うわけであります。そして、この基本計画においては、ごみの広域化を進めると言っているわけです。そして、この残灰については、県のエコセンターというんでしょうか、そういうもので県にお願いをして、焼却灰はエコセメント化施設整備を推進しており、埋立処分に頼らないで進めていくんだと、基本計画にこのようにうたっているわけです。これが15年もつということになれば、この計画は28年度までの基本計画になっていますが、34年までの計画を当然立てなければならない、この整合性はどうなっているんだと、こういうことになると思うわけであります。

そして、この5年間を見ましても、毎年1億円を超える修理費を払ってきているわけですが、この工事をして、さらにまた修理費が年間1億円余もかかるというような事態は心配なくていいのかと、こういう疑問も出てきているわけであります。温度管理によって鉄の火格子が溶けて1億円余の支出を、修繕費を出さざるを得ないという形になっているわけですので、そういう点での管理や設計はどうなっているのかという心配をせざるを得ないと思うわけです。

余りにも、ただ契約すればいいというふうで、全体のごみ処理の体系をどうするかという検討が不十分のまま、差し迫った修理だけ進めなければならないという ような印象を強く感

ずるわけですので、その点の見解をさらに明らかにしていただきたい。

そして、3点目はこの工事の期間についてであります。

10月1日から翌年の1月いっぱいまで約13ヵ月余かけて改修をするんだということであり
ます。そして、炉の全面停止は、この表で見ますと2月と6月だと、こういう計画になって
おりますが、2月と6月以外は焼却ができるのかどうなのか。そして、この2月と6月につ
いての焼却できない期間というのはどういう体制をとってごみ処理を進めようとしているの
か。こちら辺の説明が工事日程だけであって、現実の下田市のごみ処理対応をどうするかと
いう説明をほとんどいただいていないというぐあいに思うわけであります。

2月の工事期間のところを見ますと、かかわっておりますのは、3)の燃焼ガス冷却設備、
通風設備、それから排ガスは関係なくて、電気計装設備と土木・建築工事というような形の
ところありますので、そういう意味ではどうして炉をとめなければならないのかというよ
うな印象を受けるわけですが、工事期間、特に2月、6月の炉を停止する期間の対応
をどのようにするのか、お尋ねを3点したいと思います。

とりあえず、3点。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） まず、ごみ質がどうなるかという説明、そして10年、15年後
の状況ということでございますけれども、確かにこれから分別も進み、いろんな形で、また
今回有料化もされていく中で、ごみの減量、また質も変わってくるということは予想される
ところでございますが、まずこの設計と申しますか規模等をするに当たりまして、現状がど
うなのか、また過去がどうなのか、そして将来がどうなのかという形でしているわけでござ
います。

この焼却炉を今回やる前に平成12年にご説明したとおり、排ガス高度処理の工事をしてお
りまして、そのときに、要するにごみを燃やして排ガスが出るわけでございますが、その排
ガスの量等の数量と申しますのは、その12年に建設した当時のその許容量、能力というもの
が一つの基準になりまして、その能力を超える焼却ということはなかなか不可能なことでご
ざいまして、その以内の計画ということになるわけでございます。公称能力80トン、40トン
40トンという5年の建設ということになっているわけですが、現在、先ほど申したと
おり、ごみ質というのが焼却の能力に大きくかわり、またそれに伴うカロリー、熱量、こ
の辺の部分に影響してくるということになりまして、例えば10年前の平成9年におきまして
は、ごみ質が、先ほどのロータリードライヤーの話になりますけれども、水分の多い生ごみ

が多くて62%が水分で、可燃分については大体32%であったわけでございますけれども、現在18年の部分を見ますと、水分が34%とか可燃分のパーセンテージが61%とかというような、逆に一転して数値が、ごみ質が変化しているのが現実でございます。

そういう中で10年前、平成9年は、カロリー的には4,800カロリー程度でしたところが、現在におきましては、2,300とかそういう低いカロリーになってきておりまして、そういう部分で今回の改良をしていく中で、現在のごみ質に合ったそういう施設にしていかなければいけないという中の構造に転換しているということでございます。

そういうことで、今回有料化によって、多分今年は5%とか来年は10%が減量がされていく中で、順次3%ぐらいですか落ちていくのではなからうかというふうにも想定しております。そういう部分では基本計画、今策定の準備をしている中でそういう数値の位置づけもしていきたいというふうに思っております。

また、広域の部分におきまして、エコセメントというようなお話もありましたけれども、先ほどご説明しましたが、今、最終的な埋め立てというよりも、いろんなリサイクル的な部分の焼却灰の処理ということも視野に入れていくべきであるというふうにも思っております。

また、1億円の修繕費のこの部分につきまして、現在は大体1億というそういう大きな額ではなくて、多少、今年は1,500万とか去年は3,000万弱とかいう中での修理をしております。

また、ごみ処理の体制におきまして、この炉が新しくなる中で、収集部門、また焼却部門の体制というものも、いろんな集中改革プランの方向性というようなものも考慮して対応していくべきであるというふうに思っております。

また、工期の期間の問題でございますが、2月、6月が全炉停止の部分ということで、その休止の体制でございますけれども、休止しますと、当然ごみの焼却ができませんので、他町村へお願いするようになるわけですが、実際、具体的にこの期間がいつからいつまでということを含めた中で賀茂の市町村の方へお願いにこれから上がる予定にしております。

また、市民の方が持ち込んだごみにつきましては、パッカー車をレンタルいたしまして、そのパッカー車によって、受け入れをした中で他町村へ搬出していくということになります。

また、休止の部分の通風とか電気とか土木とかいう部分の工程になっている部分については、両方、2炉が共通する部分についての施設の改修ということがどうしても出てきますので、その分の全面停止ということと、あと煙突の改修のときにはとめなければいけない部分が、多少は仮設煙突を建てますけれども、つなぎの部分等であるというふうに考えて、この

辺の細かい部分については、また業者とこれから詰めていくことになるかと思えます。

積算の部分のことですが、先ほどちょっとご説明申し上げましたけれども、結局一応仕様書作成に当たってはコンサルに委託ということで、その部分でいろいろ作成したわけですが、この実施設計の部分につきましては、炉の業者から2社その見積もりを、ほかの業者も見積もりを使用しましたけれども、なかなか積算はできませんということで、2社ということで見積もった中で、それを参考に実施設計を組んだわけですが、そういう中で、見積もった内容をそのまま実施設計にということではなくて、いろいろほかのところこういう既設炉、また新設等しているところを参考にして、どのくらいの部分で実施設計を組んでいけばいいのかということも参考にしながら、先ほど申し上げた額の中で実施設計を組んでおります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 仕様書は2社のコンサルの意見を参考にしたと。そしてその仕様書に基づいた予定価格の積算については、2社から見積もりを徴して、それを中心的な参考資料として7億何千万かの予定価格を定めたと、こういう答弁でよろしいですね。実施計画を定めたと。業者から見積もりとって。その業者というのは、三機工業とどこですか、もう1社だと、そういうことですね。

まさに、業者の見積もりでそれをもとにして、この7億4,000万円の根拠が定かで、確かなものだと、妥当な金額だと、こういう結論を出すということは、余りにもちょっと非常識じゃないかという気がするわけです。そして、業者としては50社からの業者があると、こういうぐあいと言っているわけです。80点だかの点数を下げると、24社あると。しかも24社にかかわる下請まで考えれば、もう何百社になるかというようなことになると思うわけですので、やはりそういうところのきっちりした見積もりを集めて、そしてその価格を妥当なものであるという決定をする必要があると思うわけです。

何でこの2社のコンサルの見積もりだけしかとれなかったのか、またとろうとしなかったのか、この点を1点、再度質問をします。

それから、10年から15年これがもつと言っているんですけども、10年から15年の耐用年数があるということの根拠を、どういうことによって10年から15年、しかも5年の差がそこにあるわけですので、そういう結論を出されているのかと。

それから、この図面によりますと、ごみの計量機から図面が書かれているわけですが、ご

みの計量機も、粗大ごみについてはなかなか煩雑なので業者に計量してもらっているんだと、こういうような経過があるわけです。当然このごみの計量も集めてきた業者に自ら計量させるなんということではなくて、市の財産でもあるこの粗大ごみの計量を自らやると、この改修とあわせてそういう体制を当然とるべきだろうと思うわけです。なぜプラット計量機の改修なり、それがスムーズにいくような計画を組まないのか。

それから、先日も学校のPTA関係の方々がごみの再処理等々をやって、新聞、雑誌等は、3円で業者が買い取っていくと。アルミ缶等はキロ 100円でというような、プラスチック等は70円等々で回収されているわけです。ところが、下田市の場合は、依然として新聞紙、段ボール、雑誌等はキロ3円の処分費を払って処分をしていると。それらもストックヤードがないからだと、こういうぐあいに答弁しているわけですので、この焼却施設の改修とあわせて当然そういうストックヤードを確保して、きっちりしたごみ処理体制ができるようなシステムを、これを機会にきっちり検討して議会に提示すべきではないかと。余りにも不十分だというぐあいに思うわけですが、その点はどうなっているのかと。そういう検討はなぜしないのかと。緊急の課題として議会が問題にしている課題がこの改修の中で検討されていない。なぜそういう問題をこういう機会に検討していないのかという点であります。

それから、煙突については、仮設の煙突をつくるんだということではありますが、この工期からいきますと、どこのところの期間で煙突の仮設を設けて煙突のあれをするのかというのがちょっと理解ができませんので、説明をしていただきたいと。この工程表に基づいて、この部分の何月から何月まで予定をしているというようなことを明らかにしていただきたいと。

それから、この焼却に関しましては、犬猫等の焼却、それから埋葬等もかつてはやっていたと思うわけです。これらの検討はどうされたのかと。愛玩動物の埋葬等、あるいは処分等は全く説明がございませんが、改修にあわせて当然検討すべき課題の一つと思いますが、どうなっているんだということであります。

それから、先ほど言いました、県の基本計画では、焼却灰のエコセメント云々、28年度までに埋立処分に頼らないシステムを目指すんだと、こう言っているわけですので、これらの計画と現在出ている市営焼却炉の改修工事は、全く相反しているわけです。実態的にはエコセメント等は今困難でできないんじゃないかと思うわけです。この計画自身が架空の計画になっている。下田市が今進めようとしている焼却炉の改修の方が現実的な、すぐに進めなければならない課題になっていると、こういうことだと思うんです。そうだとすれば、この

焼却炉からどれぐらいの灰が出てくるのかと。現在の焼却炉では大体データによると、13%から15%の残灰が出ています。この改修によって、残灰の量はどうなるのかと。これらの検討が、説明もないし、全くされていない。そして、出てきた灰をどのように処分をするのかと。県のエコセメント計画そのものが宙に浮いちゃっているわけですから。中間処理施設である限り、最終処分までどのようにしていくのかという計画を立てずに、改修計画をするというようなことは全くずさんで、やり直せと言わざるを得ない計画だと思うわけですが、当局の見解を再度お尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 最初に、2社からの見積もりというお話です ので、2社だけというわけではなくて、数社からの見積もりを依頼したのだけれども、結果的に2社しか見積もりの提出がなかったということでございます。

それから、10年、15年耐用年数のことでございますが、普通、新設炉におきましては、15年ということに言われておまして、10年という数字を出しているのは、やはりこの施設が既設施設を伴う改修ということも考慮した中で10年、またそういう数字の中で、10年から15年というご説明をしているところでございます。

また、計量機の改修ということでございますが、今回の改修 箇所につきましているいろいろ検討して、どうしてもやらなければいけないところを優先して改修箇所に定めておまして、こういう計量機につきましても、全面的にやりますと多額のお金もかかる部分もありまして、そういう財政的な部分も含めた中で、今回の改修箇所に決めさせていただいたところでございます。

また、古紙等リサイクル施設のストックヤード等の確保ということも、我々行政を預かる者に対しましては、当然必要なことであると、こういうふうに認識しているところではございますが、こういう財政状況の中でできるところという部分で今回の 箇所になったわけでございます。

また、煙突の改修時期につきましては、工程表の通風設備の中で、12月から2月半ばになっているその部分に煙突工事、また仮設煙突の箇所が入ってくる予定になっております。

犬猫の焼却はどうなのかということでございますが、現在、犬猫の炉は停止しておりますが、改修の暁にはこの施設が、この炉も古い炉でございます、また長期にわたって停止していますので、使えるかどうか等の検討もしなければいけないと思いますが、その辺も含めて再度どのような方向にということを検討したいと思っております。

また、基本計画の中、エコセメントの部分でございますが、こういう方向性も計画の中に出ているわけでございます。この計画をつくったのが平成 15年3月、平成 14年度ということで5年前でございますが、時代の変遷等の中で、今この計画を見直す中で検討をしていくということになることとなります。

また、焼却灰の量はどうかということでございますが、議員さん申し上げたとおり、大体 10%から 13%というのが量でございます。当然ごみの量が減ってくれば、灰の量も減ってくるわけですが、この改修に伴って極端にこの灰の量が減るということではございません。量的な部分の中でその減量がなされていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 2 社で不十分ではないかという質問をしているわけですので、見込みが7億数千万円の見積もり価格を算定したんだと思うんですけども、その価格が妥当な価格であるという説明を求めているわけです、内容的には。本当にこうこうこういうわけで妥当なものであるという答弁をいただきたいと。そうでなければ、資料の集め方も少ないし、工事をやる業者からとった見積もりで価格を決めるというようなことはおかしいんじゃないかと、この質問にどう答えてくださるかという質問をしているわけです。

そして、現実の課題として、このロータリードライヤーをなくして3段の炉にするわけですので、ごみの質が一定のものであれば、恐らく 80トン以上処分ができる形になるんじゃないかというぐあいに僕は想定するわけです。ますますこのごみの量を減らしていくということとを心がけていけば、1号、2号炉の両方を改修しなくても、例えば1号炉の改修だけにとどめて対応ができるという可能性も出てきはしないかと。あるいは、この火格子面積をロータリードライヤーのところまで広げて大きくしなくても、もっと経費を削減するような形で設計はできはしないのかと。こういう意図があって質問をしているわけです。それについてのこの仕様書等の結果からこの改修が一番安くて一番効率的だと。ごみの量からいっても日量最低 80トンの処理能力が必要なのかどうか、この答弁をくどくなりますけれども、求めているんだという質問であります。

そして、お金の関係でごみの計量機の問題や、あるいはストックヤードや犬猫の愛玩動物の焼却等については検討してこなかったということですが、やはりそれらはぜひとも検討していただきたいと、この金額、工事に含める含めないは別にして、どのように解決していくのかというのは、当然この中間施設である焼却炉とあわせて方向をきっちり定める必

要があるだろうと。焼却灰の出てくる処分費が大変な費用がかかるということで、これに一定の対応をしていきなさいという議会の指摘があるわけですので、ごみの量からどれだけの量が出て、これはこういうぐあいに処理するのがいいんだと。今は、ですから、全く業者委託にしているわけですので、こちらの提案としては、災害の残土処理等々も含めた予備的な最終処分場を確保する必要があるのではないかという、こういう議論を進めてきているわけですが、これに対して、当局は県が行うエコセメントに持っていけば全部処理できるんだと、こういう答弁に終始をしているわけです。だけれども、形態的にはこの焼却炉を10年から15年のスパンで耐用年数があるものを直すんだと、7億もかけてやるんだということは、これらの方向とは違う方向、下田市独自の方向を目指そうということにならざるを得ないと思うわけです。

そこら辺の整合性はどうなっているんだと。僕の結論は、当局は県のエコセメント処理という方式はもうできないという判断をしているというぐあいに考えるのですけれども、そういう判断をしているのかどうなのか、明らかにしていただきたい。

くどくてすみませんけれども、以上3点。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 先ほどの実施設計の見積もりが妥当なのかどうなのかということですが、我々担当する者といたしまして、できる限りの妥当性を持ってより多くの業者から見積もりを徴する行為はした中の結果でございまして、その額についても、結果的に入札価格等を判断しますと妥当ではないかというふうに思います。

また、80トン炉の部分のお話ですけれども、結局、現在処理能力公称80トンですけれども、実際の処理能力という観点からいきますと、56トンになります。というのは、先ほど説明した排ガス処理施設の方の能力というものを、それを超えて焼却はできないという中でのそういう設定もしてありまして、その処理能力について現在の平均的な1日当たり大体1時間、時間当たり3.3トンで大体三十二、三トンの平均的な処理をしておりまして、そういう設計の中での今回の改修になります。そういう中でロータリードライヤーをとった分、そこもまた3段の面積になって大きくなってむだではないかというような設計にはなっていない状況です。

片炉で1炉だけでいいんじゃないかというようなご質問もありますが、やはりこういう新設ではなくて、古い部分と改修した部分とある中で、やはりいつ何どきこの炉がとまる可能性もなきにしもあらずという部分もあるわけございまして、やはり2炉あることによって、

連続して市民のサービスの提供の部分におきましても可能ではないかということであるというふうにとらえて、2炉の改修になっているわけでございます。

また、最終処分の部分について、やはり先ほどエコセメントの計画、県ということでありましたが、やはりこれも県の方のいろんな誘いかけ等ありましたけれども、結果的には不可能であるということで現在は進んでおりません。そういう中で、最終処分場となりますと、やはりどこでもいいというわけではなくて、地域的に見ますと、非常に言葉は悪いですが、迷惑施設というような部分も考えますと、非常に選定が難しいと、また大規模な工事となります中での費用という財政的なこともあるわけございまして、委託して処理する費用と、また最終処分場が満杯になる耐用年数と比較してどちらが安いのかというような比較をしますと、委託して処理をしていくという方がお金の面だけで見るとはございませんが、費用は安くなっているというふうにとらえております。

以上でございます。

議長（増田 清君） いいですか。

1番。

1番（沢登英信君） 十分かみ合わなくて恐縮でございます。ぜひ、要望として最後までさせていただきたいと思いますが、本施設の規模、機能が日量 80トンということではなくて、排ガスの施設の内容からいって日量 56トンであると、こういう答弁ですので、この基礎資料を基本的にこれは訂正する必要があると。日量 80トンではなくて 56トンの施設改善をするんだ、7億 4,000万かけてと。こういうことにきっちりこれは訂正すべきではないかと。何か 80トン処理できるかのような誤解を与えるような提案というのは訂正していただかざるを得ないのではないかと、今の答弁から思うわけです。そういう意味でもこれは出し直していただいたらどうかと。

それから、最終処分が委託の方が安いというご答弁であります。委託の方が安いかどうかの資料等は全く議会の方には提出されていないわけです。そういうご答弁をされるのであれば、議員に理解を求めるように、きっちりした資料も提出して、こうこうこういう比較のもとに委託の方が安いんだと、こういうものをご提案をぜひいただきたいと、これは要望としてお願いをしたいと思うわけでありませう。

それから、それぞれのこのごみの問題で議会で指摘されている計量機の問題とかストックヤードの問題とかご答弁いただけませんでした。ぜひとも早急にこの中間処理施設、焼却炉の改修とあわせてご検討いただきたいと思うわけです。やはり、それらの一体的な計画が

ない限り特殊な一部の焼却施設 だけ改修しても、全体のごみ処理システムがスムーズに進んでいかない、こういうことになるかと思ひますし、ストックヤードそのものはごみの減量化を進めていくのに大きな中心的なポイントになる施設であると思ひわけです。 10トンまとめられるかどうかによって、しかもそれが有料で売れると。燃やすごみはどんどん減らすことができるということになるわけですので、ぜひとも踏み込んでいただきたい。

それから、最後に市長にお願いをしたいと思ひますが、増田榮策議員が言われましたごみ袋の有料化の問題であります、高齢化の方や障害者の方 や、なかなか袋を買いに行くのに大変だという障害を持った人たちが1年間袋を買っていくわけです。週に2回の収集ですから、月には8枚くらいしか恐らく使わないんだらうと思ひんですけれども、まとめて何百枚とか、なかなか店に行けないから買うと、こういう人たちでありますので、一般の業者や健全な人たちが7月に言って9月まで延ばせば十分だという事情はあろうかと思ひますが、高齢者や障害者のそういう1年間ためて買っていると。なかなか買いに行く機会もないからと。こういう人たちが現実に困っているわけですので、そういう人たちへの一定の 配慮をぜひともお願いをしたいと、ご答弁は結構ですので、ご検討をごみ袋についてはいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 80トンと56トンのお話でございます。

先ほど述べたことなんですけれども、結局先ほど 10年前のごみ質とかカロリーのお話をさせていただきました。先ほど1時間当たり大体 3.3トン程度の処理になっておりまして、これは16時間に換算しますと、52.8トンとなるわけですが、10年前のごみ質でいきますと時間当たり4.2トン燃やしておりまして、これを16時間かけますと、67.2トンという処理能力になるわけでございます。そういうことで、だから建設当時は、ごみ質が違ったわけございまして、ごみ質の変化によりまして今の施設でもこういう処理能力が上がってきますよという解釈もできるということでございます。

そういう中での80トンというご説明をしているところです。

〔「かえって意味がわからない」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） ごみ質が変わってくれば処理の量も変わってくるということです。値が、カロリーが高いので時間当たりの処理ができませんので、五十何トンなんですよと、こういうことなんです。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） はい、そういうことです。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 3点ほど質問させていただきます。

最初に、まず制限つき一般競争入札をしたとき、公告をしたというお話でしたのですが、公告の方法、範囲についてご説明をお願いします。

それから、予定価格に至る経過については、これまでも議員が何度か質問しているんですが、いま一つよくわからないので、ちょっと確認の意味で質問させていただきたいのですが、まず最初に、コンサルタントの2社に仕様書、どのくらいかかる、どんなものになるかということで依頼をして、そこで基本となる仕様書ができた。それをもとに実施設計を行った。で、その後数社に見積もりを依頼した。三機工業と九州の業者の2社からその見積もりが来た。その見積もりをベースに実施設計8億 8,100万円を算出した。この8億8,100万円の2割減の8掛けで7億500万円を予定価格とした。こういう経過でいいのかどうかということを確認します。

で、もう一つは、先ほどユニチカの23億円と三機の7億500万、余りにもこの金額が違うんですが、それを藤井議員が質問をしたときに、何か機能で見積もりをした云々というような答弁があったように聞こえたんですけども、設計の仕様書が出ていれば、要は3倍になるような価格というのはちょっと考えづらいんですが、もう一度その23億と7億500万というこの金額の開きの根拠、なぜこういう開きが出てきたのかについてご説明をお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 制限つき一般競争入札に当たりまして、公告ということでございますが、この公告の方法につきましては、建通新聞とか、市のパソコンのホームページとか、あと当然公告ですので掲示板への掲示というような形で公告はいたしております。建設業界であれば、だれでもその新聞は見ている、そういう業界紙でございます。

設計額、お金の決め方の流れがよくわからないということだと思っております。実施設計を組むに当たりまして、先ほどご説明したとおり、数社の業者に依頼をしたんですけども、結局その見積もりをしてきた業者が2社だったわけです。その2社の見積もりをもとに実施設計を組みまして、そしてその組むに当たって、ほかの改修とか新設とかいろいろ関連廃棄物の工事等をしているいろんな実例を参考にして、その見積もりからどれくらいの

形で実施設計を組まれているのかということをご参考にして積み上げて、8億八千何がしの実
施設計を組んだわけでございます。それをもとにしまして、予定価格を決めて入札に臨み、
結果として三機工業が見積書として7億500万の見積もりを出してきた中で契約になったと、
こういうことでございます。

もう一つ、すいません、3倍の額の開きの話でございます。仕様書を縦覧して、それに基
づいて入札価格を業者が決めるようになっているわけでございます。その縦覧しているその
仕様書が、結局先ほど申し上げたとおり、性能の発注的な部分がありまして、各社それぞれ、
独自にその能力を発揮するためにはどのように設計していけばいいのかということを含弧書
きで仕様になっていまして、その括弧書きの解釈の相違による部分によって差が出てくる
ということですが、余りにもこの差が大きいということの解釈は、我々にしてみれば、
やはりよく文面というのですか、こういうふうにして積算してくださいよという判断をその
とおりしないまましている部分があるのではなかろうかというふうにも思います。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） これ、たしか2月か3月に課長さんにはお話をして、この工事は一般
競争入札にしないとまずいですよというお話をしたときに、伊藤議員の意見もわかりまし
た。もう一般競争入札なんてことはないよと。鼻先でこうちょっと切られるような対応を受
けてまして、ああこれはもう随契で三機に決まっているんだという印象をそのとき持ったわけ
であります。今の経過を聞きますと、ますますその印象を強くするんですが、建通新聞に
出したから入札の相手が集まってくるというのも、いささか乱暴に過ぎるんじゃないですか。
もし、本気で工事を依頼するのであれば、可能性のある業者さんにちょっとあんた見積もり
をひとつやってみなよと声かけはするんじゃないですか。少なくともそういう声かけの積極
性がなくて、建通新聞を見たやつだけが対象で、実際上はある業者さんだけ来ればいとい
うような印象を受けてしまうんですが、その辺についてはやっぱり本気で、僕らでもそうだ
けれども、例えば伊豆新聞に、今度家建てますから業者さんお願いしますよなんていうので
話は済ませないですよ。知り合いの大工さん何軒かに、おたく、ちょっと入札に出てくれ
ないとか、見積もりくださいとは。その辺の何か積極性がまるで感じられないんだけど、
その点についてはどうかということ。

それから、実施設計をやるのに業者から見積もりをとったと。これは2社、三機と九州の
業者だという話なんだけれども、これの業者から来た金額を、幾らなのかを教えていただき
たい。

それと、その性能発注云々というのは、また性能発注というのは嫌な思い出がある言葉なんだけれども、新築で性能発注というのはわかるけれども、この改修工事で、仕様書見ても、まあいろんなところ工事の内容がある。具体的解釈によって3倍もの開きがあるような仕様書で見積もらせたら、これは金額が、もう変な言い方だけれども、当初の見積もりを出した業者とか、下田市の意図を理解しているところが落とすに決まっているじゃないですか。出されたものは判断によってみんな違うというのは、それは3倍の開きが出るような文書を出しておいて、それでやれば、下田市の意図を一番知っているところが落としますよ。しかもそれは実施設計のもとになっている見積もり書を出したところだ。

いささか不透明過ぎるような印象を受けるので すが、質問しました2点、業者からの見積もり金額が幾らだったのか、それから、工事の選定に当たって建通新聞やホームページ、下田市の掲示板に出せばまあ十分だという、これは甚だ消極的な印象を受けるんですが、その点に対する見解をお尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 実施設計の方につきましては、今、手元に正確な資料がないんですけれども、1億5,000万程度だったと思います。

〔「もう1社は」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） もう1社は十七、八億だったと思います。そういう見積もりで来ておりました。

あと、周知の部分でございますけれども、過去こういう制限つき一般競争入札という、初めてではなくて、ほかにもやっているわけでございますが、そういう経過の中でやはりこういう方法で周知をして執行されております。

また、今回こういう資格がなかった業者におきまして、一応その申請をしたいけれどもというような、そういう問い合わせのあった業者もありまして、じゃ見てくれているのかなというような判断もそういう中でしていました。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 下田市の制限つき一般競争入札につきましては、平成 1年に告示第21号で下田市制限つき一般競争入札実施要領というものを定めております。この第4条におきまして、入札の公告という規定がございます、この規定によりまして手続を進めさせていただいたものでございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 総務課長、その手続はいいんだけど、実際上にもじめに本気で業者を選定するときに、建通新聞に載せましたよと。ホームページに載せましたよと。それで一般競争入札ですよ、それは手抜きとまでは言わなくても、やっぱり 真剣に一番安くいい工事をしてくれる業者を探そうとするには、いささかお粗末なんじゃないですか。

しかも、不思議なことは、この実施設計に基づいて業者から見積もりをとったら、1億5,000万と十七、八億ですよ。そう大きな開きがない、これが実際の入札に配られた資料で23億まではね上がってしまうわけですよ。ユニチカの23億まではね上がるわけですよ。もとの実施設計の見積もりで言えば、高いところで十七、八億だ、もう1社は1億5,000万ですよ。それを実施設計まで絞ったわけだよ、いろいろやって。絞ったから当然それより安くなるわけですよ。実際安くなっているわけで、8億8,100万円と。にもかかわらず、見積もりの資料を配ったら23億円が出てくると。それは業者の読み方次第だと。これはちょっといささか、ううん、疑問が残りますよ。これやっぱり高くても、絞ったんだから、10億をいくかいかないかが常識的に言えば、この実施設計の見積もりが正しい仕様がいけば、23億なんていうのが見解の相違で出てくるような入札の仕様書というのはおかしいんじゃないですか。だって、もともとその実施設計8億幾らをたたき台になったところを2社からとったら、11億と十七、八億だと。で、絞りに絞って仕様書をつくったと。実施設計つくったと。それは8億だったと。ところが実際に入札をやるときに、業者に出した仕様書は見解の相違で23億まではね上がってしまうようなものだと。これはいささか、ここに疑問は全く感じませんか、私疑問だらけなんですけどね。

議長（増田 清君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。よろしいでしょうか、質問者。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 暫時休憩いたします。

午後 2時 4分休憩

午後 2時 17分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第54号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 金額の差のこの分でございますが、入札に際しまして参考的にその大まかな内容というものを出示していただいております、そういう中で差の違いの額の部分を見ますと、通風設備、要するに煙突です。それとあと、土木建築の部分と、あとその他ということで差が大きくなっておりまして、やはり仕様書には、先ほど煙突の工事の内容については説明いたしましたが、この業者は多分ですけれども、新しく作りかえるとかいう解釈、また建築の方の建屋についても建て直すというような判断の中でこの見積もりを出しているのではなかろうかと。あくまでもこちらでしたことではないので断定しては言えませんけれども、憶測的な判断の中ではそういうふうに解釈されるところでございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 私の聞いているのは、市が出した、つまりこの入札の金額を出してくださいと出した仕様書ですよ、その仕様書が読み方によって3倍もの価格が開くような仕様書はおかしくはないかということです。

当初の実施設計をやる前の段階で数社に見積もりを依頼しましたよと。このときどんな仕様書だったか、これはコンサルタント2社に依頼したというやつをベースにして実施設計やったというか、そこがベースになっているんでしょうが。そのときはこんな大きい開きは出ていないわけですよ、1億5,000万と十七、八億だから、大きい金額出ていないわけですよ。そりゃそうだと思うんですよ、一つの仕様書から見積もるんだから。ただ、一つの仕様書から見積もったら、その仕様書の読み方解釈で2倍、3倍もの金額の開きが出るような仕様書はおかしくないですかと言っているわけです。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） こう言うては私、すいません、怒られるかもしれませんが、私もおかしいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 契約にかかわる経緯についてはあらかじめ出ましたので、そのほかについて二、三お聞きします。

1点は、3月の議会で予算の中で先ほど誠司君が質問しましたけれども、当初、約9億円の改修費を見込んで、それで40%、60%ですか、初年度に40%で、改良工事費として3億5,24万円を計上してありますよね。これが契約金額が7億4,025万になったことによってどのように変わってくるのか、いずれ補正でこの数字を変えるのか、それともこのままでいく

のか、そこら辺のところをちょっとお聞きします。

次に2点目としては、今回もこのような形で最終的には随契という形で三機工業に改良工事をお願いすることになったわけなんですけれども、かつて指定管理者制度の公募のときに私、一つの企業が市のいろいろな事業に随契という形でかかわっていくというのは、ひとつ市にとっては余りよいことではないのではないかというふうなことを言った覚えがありますけれども、全く同じように、今回三機工業が焼却場の改良工事をやると。これで下水道処理場もそうですし、衛生プラントもそうですよね。このような形で一つの業者が下田市のこのような大きな事業に随契という形でどんどんこれからもかかわっていく可能性が大きい。こういうふうなことは市にとって余りよい状況ではないと思うんですが、この辺について市はどのようにお考えになっているのか、見解をお聞きしたいと思います。

3点目は、先ほども犬猫の問題が 出ましたが、改修工事で犬猫の焼却炉の問題、本当にやってくれるのかどうなのか、私の支持者、あるいは近所の人たちにも、現在犬猫の処理は栄協のところに行ってやるしかないわけなんですけれども、何か以前の市がやっていたころに比べると高いんじゃないかというふうな意見が多くて、私自身も 15年前には自分の犬を市の焼却場で処理してもらって、そのときたしか 5,000円で骨壺つきだったと思うんですけれども、今業者に持っていくと、最低でもいろんな名目で1万円以上は取られるよというふうなことです。何とか市にもう一度焼却処理もしてもらいたいというふうな声が多いので、この辺市の方としてぜひともやっていただけるのかどうなのか、お聞かせください。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 今回の焼却炉の改修事業につきましての契約議案によりますいわゆる契約金額の変更に伴いまして、今後の予算対応をどうするのかというご質問でございます。

その点につきましては、ご案内のとおり、当初予算において全体事業で9億円、そのうちの19、20の債務負担を組みまして、19年度においては40%、それから20年度については60%ぐらいの工事割合で進行するということの当初予算段階での計上になっております。

しかしながら、今ご案内のとおり、そういった意味では本体事業につきまして、7億4,025万という金額になったわけでございます。この辺の対応につきましては、全体の9億という金額の中には、本体工事とあわせて管理委託も入っているわけでございます。したがって、管理委託の方も今後入札によって金額が変わってきます。そういった部分のもございますが、

全体の工事の内訳としては、いわゆる担当課の考え方としては、今後の経営の内容にもよりますけれども、今のところの考え方といたしましては、平成 19年においては計上の金額の範囲内をできるだけ、そういった意味では前倒しみたいな形になりますけれども、その現計予算の範囲内のものをできるだけ現年度において実行していきたいという考え方を持っておりようでございますので、その辺の部分につきましては、債務負担の変更も伴いますので、今後の契約の段階を踏まえまして補正の対応等を検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 犬猫の焼却場のことでございますが、先ほどもほかの議員さんの方からお話がありまして、また市民の方のそういうご要望等あることも承っております。そういう中で先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、そういう今の炉の状況を見て、できることならやれるということになれば、そういう方向も考えられるというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） はい、そうです。今危険な状態になっているという、その煙突の……。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） そうです、そうです。

〔「煙突が危険だから……」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） そうです、そうです。はい。だから先ほど言ったように、休止していたし、古い炉なものであるというお話をさせていただきましたが、そういうことも見た中でということで承知いただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 下田市の主事業に同一業者がかかわることについてどういうふうに考えるか、どういうふうに思うかという質問に対しましては、プラス面とマイナス面があるかと思いますが、できるなら主事業については多くの業者が参加をして、それぞれ請け負っていただくのがいいのかなという思いはしますが、今回については、るる課長も説明していますように、2回にわたって一般競争入札を実施しようという公告をした結果の入札、落札結果での今回の議案でございます。これは我々がとやかく言うことよりも、競争原理を導

入しようという結果のこの結果ですから、これは業者の企業努力ということで、これらをいいとか悪いとかということになりますと、もう入札制度全般の議論になりますから、私は今回はこれで業者の企業としての努力の評価をしたいと思います。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） ですから、入札制度全体をもう一度根本から考え直していく必要があるのじゃないのかと。最終的に価格が入札の基準であるというふうなことから、さまざまな価格以外の業者の社会的信用度だとか、社会的なかわり方、貢献度等々とか、いろんな面も含めて総合的評価というふうなことも踏まえながら、入札の基準そのものを変えていくというふうなことも必要なのではないかというふうに思っています。

そしてまた、一番あれなのは、要するに公平な公正な競争がどこまで図られていくのか、このような形で一度工事委託を受けた者がその後 もずっとその工事にかかわっていく、ほかの業者が入れないというふうな状況は、今回さまざまな理由があると思いますけれども、これは余りいい状況ではないのではないかというふうに思います。

こういうふうな形でいくと、結局、市と業者との何かいろんなこともいろいろうわさされかねません。というふうなこともありますので、できるだけ今回の問題だけでなくして、前回は指定管理者公募のときにも言いましたが、いろいろな面で一つの大きな企業が市と余りに深くかかわっていくのはちょっと危険であるというふうな観点もこれからの入札等々のことに十分考慮していただきたいなというふうに思います。

それと、犬猫の焼却の問題、これは考えられるというふうなことですけれども、やるというふうにはなぜ言えないのか。やりますと。焼却場の改修工事が終わったら市としても犬猫の処理引き受けてやりますというふうな答えがなぜ出てこないのか、そこら辺のことをもう一度お尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 先ほどもご説明いたしましたけれども、長期にわたって休止してまして、また古いということもあるもので、改修の費用がかかるかどうかということも見ながらということで、そういう答弁をさせていただいたわけです。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 入札制度のあり方について、今後改善すべきことは改善していくべきではないかというような趣旨のご質問かと思えます。

6月の議会の一般質問でもお答えしましたけれども、本年3月 30日付で、国の方から、地

方公共団体における入札及び契約の適正化についてという通知文書が参っております。これらの内容を見ますと、やはりさまざまな改善点が含まれております。また一方、全国の知事会の方からもこの入札に係ります公共調達改革に関する指針というものが出されておまして、この中にも建設業界の体質の改善、こういったものについても触れられております。これらの動きを十分注視しながら、本市におきましても、今後の入札の改善について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許可します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 下田市営の焼却場の改良工事についてであります。当局もこの施設を改良しようということでは、早急に改良の必要があるという点では評価をするものであります。しかしこの契約議案が妥当な金額であるのかどうか、この点について今日の議論の中でますます不明になっていると思うわけです。

その内容は、この改修についての設計仕様書等については2社のコンサルタントに依頼をしたと。なぜ2社のコンサルタントが必要であるのかも明らかにならない。ただ、2社にされた。そして、2社からの見積もり、なかなかどこにでもある工事ではありませんので、2社の業者からの見積もりを参考資料として8億 8,000万余の決定をしたと、こういう説明であります。基礎資料とした資料が、余りにも少な過ぎますし、これまた妥当なものであるかということが、これだけの議論の中では明らかにならない、こういう理由からいって、その8掛け、7億 4,000万からのこの契約議案については当局の努力を認めないわけではあり

ませんが、ただ単純に8億8,000万円の予定価格を出して、その根拠も非常に資料的にあいまいであると。それに8掛けをして7億余の予算の契約を結びたいと、こういうことでは、議会としてこの金額が妥当なものであるかどうか判断がしかねると、こういうことになると思います。もう少しこの金額が妥当であるという検討がまず第1点、必要であると思います。

それから、ごみ処理の中心的な施設ではありますが、これは中間施設の焼却場であります。ごみの処理はご案内のように、収集、運搬、処理、そして最終処分と、こういう流れがあるわけですので、しかも基本計画を今年検討する時期に来ているわけであります。それとの整合性をきっちり図って、下田市のごみ処理体制の中心的な施設でありますこの焼却炉の改良工事を進めると、こういう論理構成が必要かと思いますが、具体的に出されております計量機の問題、あるいはストックヤードの問題等もこの検討から外れているということが今日の議論の中で明らかになってきているわけであります。

そういう点から、この契約状況は大変不十分である、もう一度早急に検討し直して、契約議案を出し直していただく、こういうことが必要であると判断いたしますので、この契約議案に反対をするものであります。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番（土屋 忍君） 今回の下田市営じん芥処理場焼却炉改良工事につきましては、施設の性格上、特殊な施設でもあり、今回は性能発注ということで、ましてこれは新設でもなく改良工事ということでありまして、はっきりとした設計書、また設計図というだれが見てもわかるようなものが難しいという施設でもあります。

また、説明を聞きますと、複数の設計を依頼して、できるだけ公正にやっていくというような説明もありました。特殊な施設であるということで2社の中から3倍も違うというものが出たということにつきましても、やはり先ほど申したように、設計図や設計書もだれでも単価表を見ればわかるというような、そういう状況でもないという中から、いろいろな厳しい面もあるのかなというような私は理解をしたわけでございまして、今回の改良工事の入札については不当なところがあるというような理解もされないわけで、私は賛成をするものであります。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 54号 下田市営じん芥処理場焼却炉改良工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成 19年 8 月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2 時 4 0 分閉会